

令和6年度第3回「京都市男女共同参画審議会」次第

日時 令和7年3月27日（木）
午後2時00分～
場所 京都市役所本庁舎 第1会議室

1 開 会

2 第6次京都市男女共同参画計画の策定及び男女共同参画社会の在り方について（諮問）

[資料1](#) [資料2](#) [資料3](#)

3 「第5次京都市男女共同参画計画」に基づく令和7年度の主な取組について

[資料4](#) [資料5](#) [資料6](#)

4 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の今後の方針（案）について

[資料7](#) [資料8](#) [資料9](#)

5 閉 会

第6次男女共同参画計画の策定に向けて

資料1

現行（第5次）計画における主な取組

○ 真のWLB推進のための取組

- ・本市をはじめとする男性育休取得の推進
- ・市内企業でのWLB推進や
働き方改革に向けた啓発の充実

○ DV・困難な問題を抱える女性対策等の強化

- ・DVセンターと区役所・支所の連携による
相談・支援体制の強化
- ・民間シェルターへの助成を通じた
被害者支援の充実
- ・「みんと」の開所と民間団体等との連携強化

○ 女性活躍の推進

- ・オール京都体制による気運の醸成
- ・若年世代に対する多様なキャリアや
ライフスタイル等の啓発

社会情勢・現状

I 社会構造の動向

- ・人口減少・単身世帯増加、
地域のつながりの希薄化
- ・就業構造などの変化
- ・家庭における役割分担の変化
- ・デジタル化の進展

II 人々の意識の変化

- ・性別役割分担意識の変化
- ・性別に関わる固定観念
- ・働き方についての意識の変化
- ・防災における男女共同参画の重要性の認識

III 人々の抱える課題の変化

- ・困難な問題を抱える女性支援法の施行
- ・精神的暴力や経済的暴力のクローズアップ
- ・ネット社会の進展による負の影響
- ・性別によって異なる健康課題への対応
- ・男性の抱える困難へのフォーカス

第6次男女共同参画計画の策定に向けて

第6次計画で取り組むべき 施策方針

男女間格差の解消

…就業・賃金や管理職登用などにおける格差
政策や防災における意思決定への参画の格差

働く環境の整備

…性別により異なる健康課題
長時間労働の男性への偏り

性別に関わる固定観念の解消

…伝統的な男性観が男性自身に与える影響
デジタル分野、STEAM分野における男女の不均衡

DVなど困難を抱える方への支援

…DVセンターの相談件数の増加と問題の複雑化
相談窓口の認知度の伸び悩み
若年女性が抱える困難への支援の必要性
男性が相談をしやすい環境の不足

第6次男女共同参画計画の策定に向けて

第6次計画の位置付け等

○計画期間：令和8年度から令和17年度まで（10年間）

- 位置付け：
- ・「男女共同参画社会基本法」及び「男女共同参画推進条例」に定める男女共同参画推進のための施策を網羅した総合的計画
 - ・世界文化自由都市の都市理念のもと、京都のまちの基軸となる「長期ビジョン（仮称）」に基づく分野別計画
 - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める「市町村基本計画」に当たる「京都市DV対策基本計画」
 - ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める「市町村基本計画」に当たる「京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）」

※ 「女性活躍推進法」において策定が努力義務とされる地方公共団体の女性活躍の推進に関する計画については、オール京都体制により女性活躍推進を進める「輝く女性応援京都会議」において策定した「京都女性活躍応援計画」をもって位置付けている。

第6次男女共同参画計画の策定に向けて

体系案

現行計画

男女共同参画社会の実現

①性別による格差がなく、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会の実現

- ・仕事と生活の調和と男性の家庭生活への参加促進
- ・女性活躍の推進
- ・男女共同参画の視点での「市民力、地域力」の向上

②あらゆる暴力が根絶され、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

- ・DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶
- ・様々な困難を抱える方への支援

③誰もが人権を尊重され、また健康に暮らせる社会の実現

- ・人権尊重に向けた広報・啓発及び教育
- ・性に関する理解・尊重と、心と体の健康づくり

第6次計画案

ウェルビーイングな社会の実現

①誰もが生きがいをもって活躍できる社会の実現

- ・仕事と生活の調和
- ・女性活躍の推進
- ・全ての人の人権尊重に基づく男女共同参画の視点の定着
- ・性に関する理解・尊重と、心と体の健康づくり

②あらゆる暴力が根絶され、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

- ・DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶
- ・様々な困難を抱える方への支援

第6次男女共同参画計画の策定に向けて

第6次計画の充実事項

○ 困難な問題を抱える女性への支援

今後も増加が見込まれる支援ニーズに適切に対応するため、女性のための相談支援センター「みんと」を中心とした、区役所・支所及び民間団体等との連携や相談先の周知の強化等、相談支援体制の充実を図る。

○ 男性の抱える不安への対応

これまで見過ごされてきた「伝統的な男性観」が男性自身に対して与える影響に目を向け、男性が抱える不安・心理的負担等の解消・緩和や、男性のDV被害者の支援の充実に取り組む。

○ 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の更なる活用

誰もが生きがいをもって活躍できる社会の実現のため、ウィングス京都における、男女共同参画推進の中核的施設という従来からの役割強化に加え、性別や世代を超えて、あらゆる人が集い、交じりあう場の創出を目指す。

＜参考＞第5次計画の目標達成状況

- 本市職員における管理職員に占める女性職員の割合
(市長部局における各年度の4月1日時点の数値)

R2	R6	目標値
18.9%	17.9%	25%

- 本市附属機関のうち、男女いずれの委員の登用率も35%以上である附属機関等の割合
(各年度末の数値)

R2	R6	目標値
69.9%	70.2%	70%

- 京都市DV相談支援センターの相談支援終了時における「課題解決」の割合

R1	R6	目標値
63.2%	60.1%	70%

※ 「課題解決」「課題未解決（連絡不可能等）」「本人の意向（主訴取下）」のうち、「本人の意向」による支援終結の増加により、「課題解決」の割合が令和元年度以降減少傾向にある。一方で「課題未解決」の割合は大きく減少している。（R1 21.6% → R5 14.1%）

- 本市職員における男性職員の育児休業取得率

R2	R6	目標値
36.7%	88.2%	更なる上昇

- DV相談窓口の認知度

R1	R6	目標値
63.3%	38.8%	70%

- 固定的な性別役割分担意識の解消
(男は仕事、女は家事・育児という考え方に対する「反対」という人の割合)

R1	R6	目標値
54.1%	45.4%	R1よりも増加

※ 本市の男女共同参画に関するアンケートによる。
R6調査では新たに選択肢「どちらともいえない（26.9%）」を追加した影響もあり、「反対」の割合が低下している。

計画策定の背景

I 第5次京都市男女共同参画計画の取組及び評価

1 第5次計画の位置付け

第5次京都市男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度）は、市政の基本方針である「京都市基本構想」（平成13年～令和7年）、また基本構想の具体化のために全市的観点から取り組む主要な施策を示す「京都市基本計画（はばたけ未来へ！京プラン2025）」（令和3年度～令和7年度）に基づく分野別計画であり、本市が男女共同参画を推進するうえでの基本的な考え方を示す計画として策定されている。

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び京都市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく、男女共同参画推進のための施策を網羅した総合的な計画であり、また、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（京都市DV対策基本計画）」を盛り込むとともに、「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」を統合したものである。

2 第5次計画の評価

- 令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第5次男女共同参画計画（以下「現計画」という。）に掲げる推進施策（令和6年度は295施策）に取り組み、様々な広報媒体を使った啓発、地域団体や教育現場における男女平等意識の普及、各局区や分野別計画との連携等により、男女共同参画の理念を確実に浸透させてきた。
- 平成23年10月に開所した京都市DV相談支援センター（以下「DVセンター」という。）を中核として、配偶者・パートナー等からの暴力の女性被害者に対して、関係機関が連携し、初期の相談から自立支援まで切れ目のない支援を提供する「インクルーシブ・ケアシステム」を構築した。併せて、DV予防講座や児童生徒へのデータDV予防講座、パネル展示や広告掲出などDV根絶のための市民への普及啓発、関係機関との更なる連携強化、民間シェルターへの補助拡大による緊急避難支援の強化などDV対策を多角的に推進した。
- 平成24年3月には、「仕事」「家庭」「地域」のつながりに着目した京都発の新たな考え方を推進するために「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」を策定し、働き方の見直しに取り組む企業の支援や、市民への啓発を進めてきた。「真のワーク・ライフ・バランス計画」は現計画と統合し、一体的に取り組むこととしつつ、引き続き重点分野として位置づけ、考え方の普及・定着と実践のための啓発の取組を充実させてきた。
- 京都における女性活躍の加速化に向け、経済団体と行政が連携して平成27年3月に設置した「輝く女性応援京都会議」の下、オール京都体制で様々な取組を進めてき

したこと等により、女性の労働力率の向上（「M字カーブ」の解消）など男女共同参画が着実に進んでいる。

3 重点的に取り組んだ項目

（1）真のワーク・ライフ・バランスの推進 重点分野1

ア 取組内容

- ・ 「真のワーク・ライフ・バランス」等に取り組む企業の先進的な事例や、取組を実践されている方の生の声を収集し、本市ホームページや市民しんぶん、民間媒体等を活用して広報することによる他の企業への取組の波及・浸透の促進
- ・ 家事・育児・介護等への男性の参画を促進するための講座の実施
- ・ 保育所等整備による「待機児童ゼロ」（現在11年連続）をはじめとする、仕事と家庭が両立できる環境の整備

イ 主な成果

- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業（「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業）が増加した。
宣言企業数：68社（H23、計画策定時） → 1,951社（R7.1）
- ・ 「真のワーク・ライフ・バランス」を実現できている人の割合は前回同様、「実現できている」と回答している人の割合が最も多い傾向がある。
29.4%（R1）→36%（R6）（市民意識調査より）
- ・ 年間就業日数が200日以上の有業者について、1週間あたりの平均就業時間が週43時間以上の者が減少し、35～42時間の者が増加している。
週43時間以上 53.8%（H29）→36%（R4）
働き方改革等による長時間労働の是正が進んできていると考えられる。（就業構造基本調査より）

（2）DV対策 重点分野2

ア 取組内容

- ・ DVセンターにおいて、関係機関と連携したきめ細やかな女性被害者の支援を実施
- ・ ウィングス京都において男性被害者及び加害者を対象とする「男性のためのDV電話相談」（令和5年度からDV以外の相談にも対応）を実施
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、パープルリボンキャンペーン（ニデック京都タワーや京都市役所のライトアップ等）、地下鉄車両への広告掲出や区役所・支所等でのパネル展等による市民啓発を実施
- ・ DV被害者支援シンポジウムの開催
- ・ DV予防講座や研修の実施

- ・ 民間シェルターへの補助金の拡充（京都市民間シェルター施設補助金、京都市民間シェルター事業費補助金、京都市配偶者暴力被害者等支援補助金）
- ・ 市営住宅特定目的優先入居（年4回）の実施及び要件緩和
- ・ 府市合同により設置した「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都協議会」における連携

イ 主な成果

- ・ DVセンター相談支援件数 R2 6,195件 → R5 6,212件（過去最多）
- ・ スタッフの支援を受けながら中長期的に自立に向けた準備ができるステップハウスを整備するとともに、民間シェルターの部屋数を増加（3室→5室）
- ・ 市営住宅の優先入居住件数：H28～R2 6件 → R3～R6 3件

【目標数値の達成状況】

- ・ DVの相談窓口の認知度

R 1	R 6	目標値
63. 3 %	38. 8 %	70 %

※ DVセンター、区役所、ウィングス京都、女性の人権ホットライン等の中で、「知っているものはない」と回答した人以外の割合

- ・ 京都市DV相談支援センターの相談支援終了時における「課題解決」の割合

R 2	R 5	目標値
63. 2 %	60. 1 %	70 %

※ 「課題解決」「課題未解決（連絡不可能等）」「本人の意向（主訴取下）」のうち、「本人の意向」による支援終結の増加により「課題解決」の割合が令和元年度以降減少傾向にある。一方、「課題未解決」の割合は大きく減少している。（R1 21. 6 % → R5 14. 1 %）

（3）女性活躍の推進

ア 取組内容

- ・ 経済団体等と行政が連携し、オール京都体制の「輝く女性応援京都会議」を設置（平成27年3月）し、本会議の下、女性活躍推進法に基づく企業の事業主行動計画の策定支援や各種研修等を実施
- ・ 積極的な人材発掘や能力開発等を推進するため、経営者層や管理職、人事担当者等を対象としたシンポジウムや、女子学生向等のセミナーを開催
- ・ 啓発誌の作成や、民間フリーペーパー、啓発誌等の様々な媒体を活用し、先進的な企業の取組事例を発信

イ 主な成果

- ・ 京都市内の15歳以上の女性の有業率が55.5%と過去最高となり、すべ

ての世代で有業率が上昇するなど、幅広い年齢層で女性の就労が進んでいる。

(R 4 就業構造基本調査より)

- 「男は仕事、女は家事・育児」といった性別役割分担意識についても、全年齢層において否定する回答が多かった。(R 6 男女共同参画市民意識調査より)

【目標数値の達成状況】

- 固定的な性別役割分担意識の解消

(男は仕事、女は家事・育児という考え方に対する「反対」という人の割合)

R 1	R 6	目標値
54.1%	45.4%	R 1よりも増加

※ 本市の男女共同参画に関するアンケートによる。

R 6 調査では新たに選択肢「どちらともいえない(26.9%)」を追加した影響もあり、「反対」の割合が低下している。

(4) 本市における取組

ア 取組内容

- 京都市の附属機関等における男女構成比の均衡の確保のために、関係局との調整や情報提供を実施
- 京都市が設置する附属機関等について、女性委員の登用状況を公表するとともに、女性委員の登用率が低い附属機関等における女性委員の積極的な登用を促進
- 女性の視点が市政の隅々に反映できるように、管理職（課長級以上）への積極的登用や、昇任意欲の喚起を推進

【目標数値の達成状況】

- 本市職員における管理職員に占める女性職員の割合

R 2	R 6	目標値
18.9%	17.9%	25%

※ 市長部局における各年度の4月1日時点の数値

- 本市職員における男性職員の育児休業取得率

R 2	R 5	目標値
36.7%	88.2%	更なる上昇

※ 本市附属機関のうち、男女いずれの委員の登用率も35%以上である附属機関等の割合

R 2	R 5	目標値
69.9%	70.2%	70.0%

※ 各年度末の数値

II 男女共同参画を取り巻く環境

1 男女共同参画をめぐる動向

(1) 国際社会の動向

男女共同参画の取組は、国際連合（以下、国連）を中心に世界的な規模の動きと連動して推進されている。

2015（平成27）年9月の国連において、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、2030（令和12）年までの目標達成に向けて、世界のすべての国と地域の政府だけでなく、地方自治体、民間企業等もその達成に向けて取り組むことされている。

持続可能な世界を実現するための17の目標のうち、目標5に「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る」、また目標8に「すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセンタ・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する」が位置付けられている。

近年ではG7やG20、APEC、OECDといった国際会議や多国間協議においても、ジェンダー平等や女性・女児のエンパワーメントが主要議題の一つとして取り上げられ、各国首脳級・閣僚級の合意文書においても言及されている。

2023（令和5）年6月のG7広島サミットに合わせて、G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍大臣会合が開催された際には、「G7ジェンダー平等大臣共同声明（日光声明）」が取りまとめられた。

また、例年世界経済フォーラム（WEF）が発表する各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数においては、146か国中118位（2024（令和6）年）でG7の中では最下位となっている。

(2) 国の動向

国においては、2020（令和2）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、その後2023（令和5）年12月に、企業における女性登用の加速化に係る成果目標と、テレワークについて市場再編と「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）を踏まえ、成果目標が設定された。

政治分野においては、2021（令和3）年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において男女の候補者の数ができるだけ均等となることを基本原則として、国・地方公共団体の責務及び政党の達成すべき目標を定めている。

女性活躍については、2019（令和元）年6月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたほか、2022（令和4）

年7月からは「男女の賃金の差異」の情報公表が常時雇用する労働者が301人以上の事業主を対象として必須となった。

また2024（令和6）年5月に育児・介護休業法が改正され、2025（令和7）年4月1日からは、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現を可能にするための措置が拡充されるほか、育児休業の取得状況の公表義務について常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主まで拡大される。

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）については、2024（令和6）年4月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、身体的暴力のみならず、精神的暴力にも保護命令の対象が拡大される等、保護命令制度が拡充、厳罰化された。

加えて、2023（令和5）年5月に、被害者支援の一環として、加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させる加害者プログラムについて、「実施のための留意事項」を作成し、全国的な実施を推進している。

また、これまで1956（昭和31）年に施行された売春防止法を根拠に実施されてきた婦人保護事業について、社会情勢の変化や女性の抱える困難の複雑化、複合化に法律が対応しきれていないと長年の指摘があったことから、2024（令和6）年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）」が施行された。売春防止法では「売春を行う恐れのある女子の保護・更生」が目的とされていたが、女性支援法では「女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現」が目的とされ、女性福祉の大きな転換点となった。この法律により、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画の策定と女性相談支援員の配置が市町村の努力義務とされた。

（3）京都市の動向

現行の基本構想及び基本計画が終期を迎えることから、現行基本構想と基本計画を統合し、基本構想をベースとした、「長期ビジョン（仮称）」の策定が予定されているほか、2027（令和9）年度までの市政の取組をまとめた「新京都戦略」が策定される予定。

2 社会情勢・現状

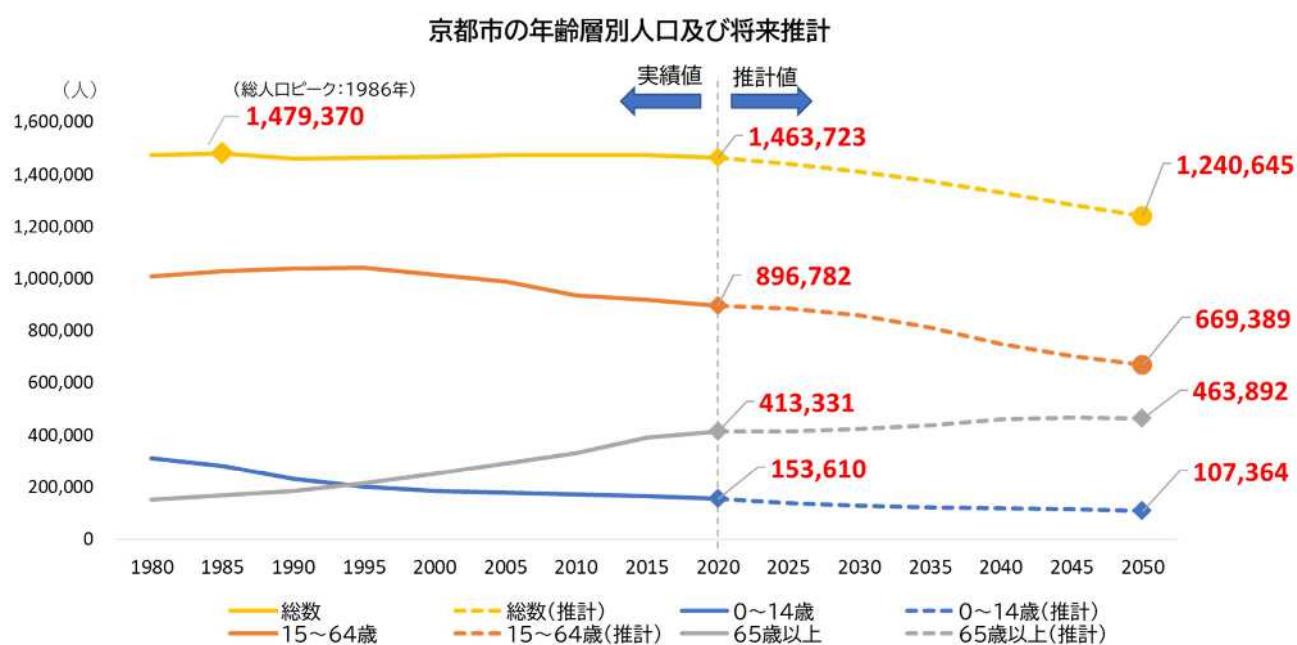
I 社会構造の動向

(1) 人口減少

① 京都市の推計人口

- 1986（昭和61）年の約148万人をピークとし、2016（平成28）年に減少局面に突入。2050（令和32）年には124万人まで減少する見込み。
- 少子高齢化の進展により、15～64歳の生産年齢人口は、1995（平成7）年の104万人をピークに減少しており、2050（令和32）年には67万人まで減少する見込み。

【図表1 京都市の推計人口の推移】



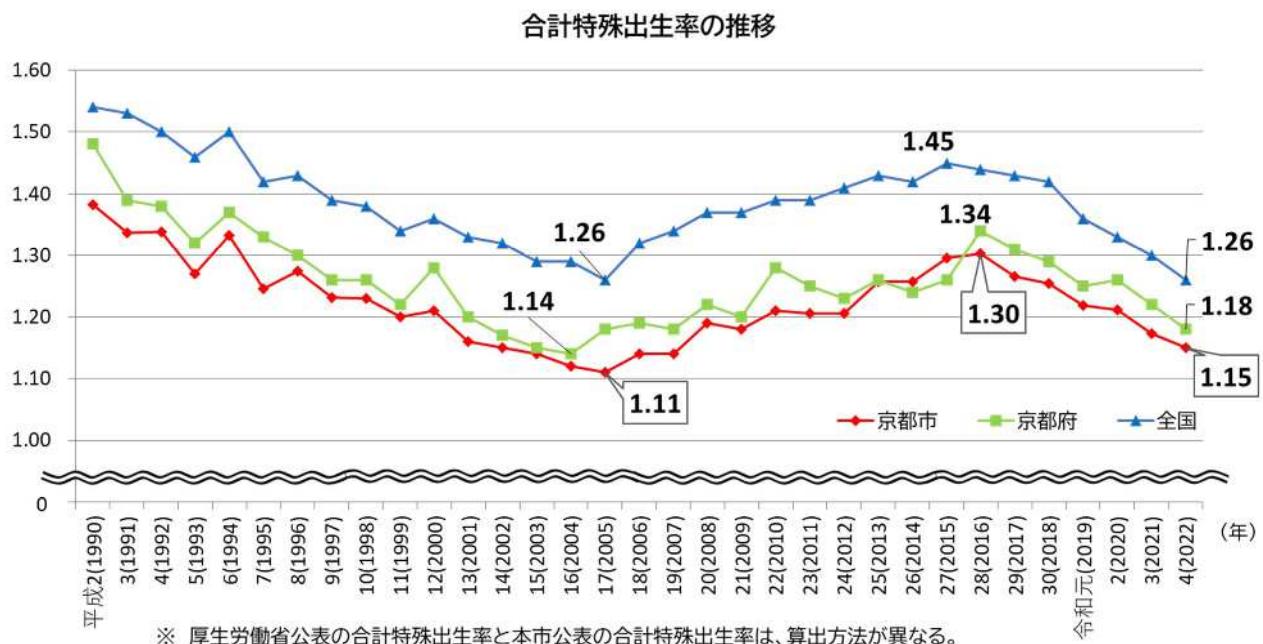
出典:2020年まで 国勢調査(総務省統計局)及び京都市推計人口
2025年以降 国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(令和5(2023)年推計)

出典：令和6年度第1回京都市総合計画審議会資料

② 合計特殊出生率

- 合計特殊出生率は、2016（平成28）年をピークに減少傾向にあり、全国、京都府より低い傾向。

【図表2 合計特殊出生率の推移】



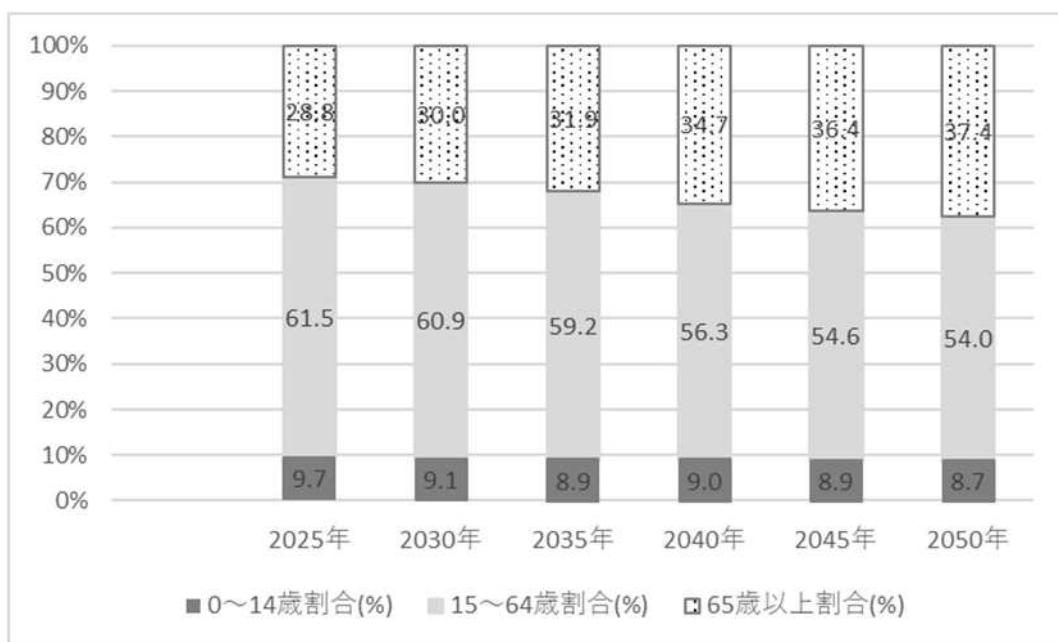
出典：厚生労働省HP「人口動態調査」、京都市統計ポータル「合計特殊出生率」を基に作成

出典：令和6年度第1回京都市総合計画審議会資料

③ 将来推計人口の年齢別割合の推移

- 2025（令和7）年時点における京都市の総人口に占める65歳以上人口の割合は28.8%であり、25年後の2050（令和32）年には37.4%と大きく上昇が予想されている。
- 一方、京都市総人口に占める生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は現在の61.5%から、同じ2050（令和32）年には54.0%に下落する見込みである。

【図表3 将来推計人口の年齢別割合の推移】



出典：国立社会保障・人口問題研究所日本の市区町村別将来推計人口（令和5年3月推計）

(2) 世帯構成の変化

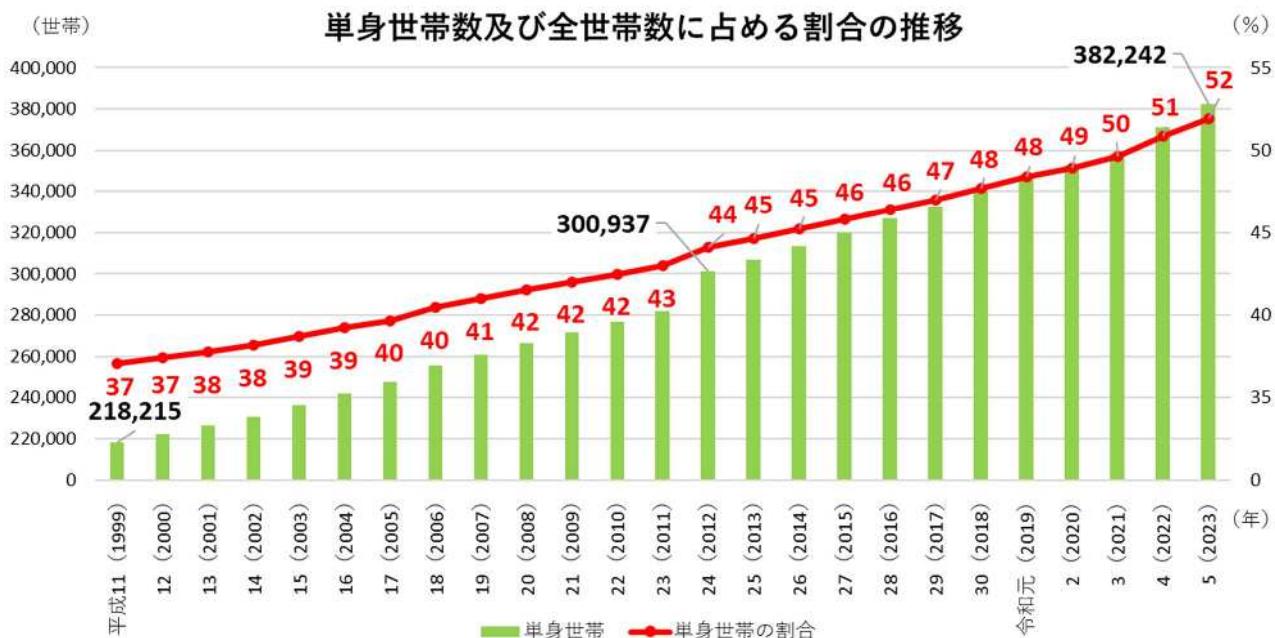
- 人口は2016（平成28）年以降、減少局面に突入したが、世帯数は増加傾向にある。
- 単身世帯数は増加傾向にあり、2022（令和4）年には全世帯数に占める単身世帯数の割合が50%を超えていた。

【図表4 京都市の人口及び世帯数の推移】



出典：京都市統計ポータル「推計人口時系列データ」を基に作成（各年10月時点）

【図表5 単身世帯数及び全世帯数に占める割合の推移】



出典：いづれも令和6年度第1回京都市総合計画審議会資料

(3) 地域のつながりの希薄化

- 自治会・町内会の推計加入率は、2021（令和3）年度 推計加入率65.0%である。

【図表6 自治会・町内会の推計加入率】

年 度	24	25	26	28	30	3
推計加入率 (%)	69.8	69.6	69.8	68.5	67.7	65.0

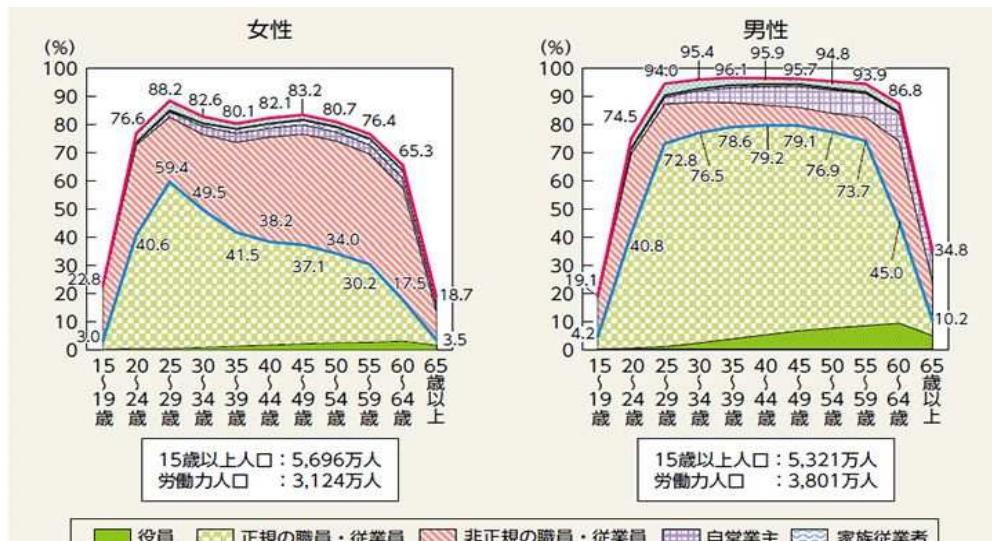
出典：令和3年度 京都市 自治会・町内会アンケート

(4) 就業構造などの変化

① 女性の年齢階級別労働力率の推移（M字カーブ）

- 年齢階級別有業率のグラフを見ると全国的に女性は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いており、京都市においても同様の傾向が見られる。
- 特に京都市において顕著であるのは、35～39歳における低下であり、1997（平成9）年から2017（平成29）年の間にかけて底が浅くなってきていたM字カーブが、2022（令和4）年調査において再び底が深くなるという現象が生じている。
- 一方で、25歳から44歳までの女性の就業率については年を経るごとに上昇している。

【図表7 男女の年齢階級別労働力率の推移（全国）】



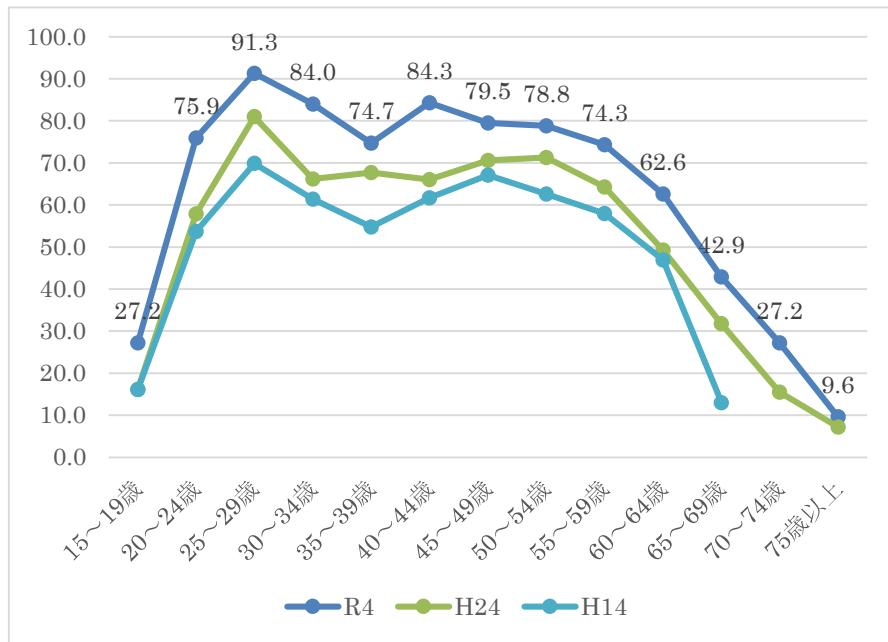
（備考）1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

2. 労働力人口比率は、当該年齢階級人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。

3. 正規雇用比率は、当該年齢階級人口に占める「役員」及び「正規の職員・従業員」の割合。

出典：内閣府 男女共同参画白書 令和6年版

【図表8 女性の年齢階級別労働率の推移（京都市）】



出典：総務省就業構造基本調査集計結果より作成

② 正規労働者の割合（男女別）

- 京都市の女性の年齢階級別正規雇用比率は、25～29歳をピークに右肩下がりに低下する「L字カーブ」を描いており、全国と同様の傾向が見られる。

【図表9 年齢階級別正規雇用労働者の割合の推移（京都市・女性）】

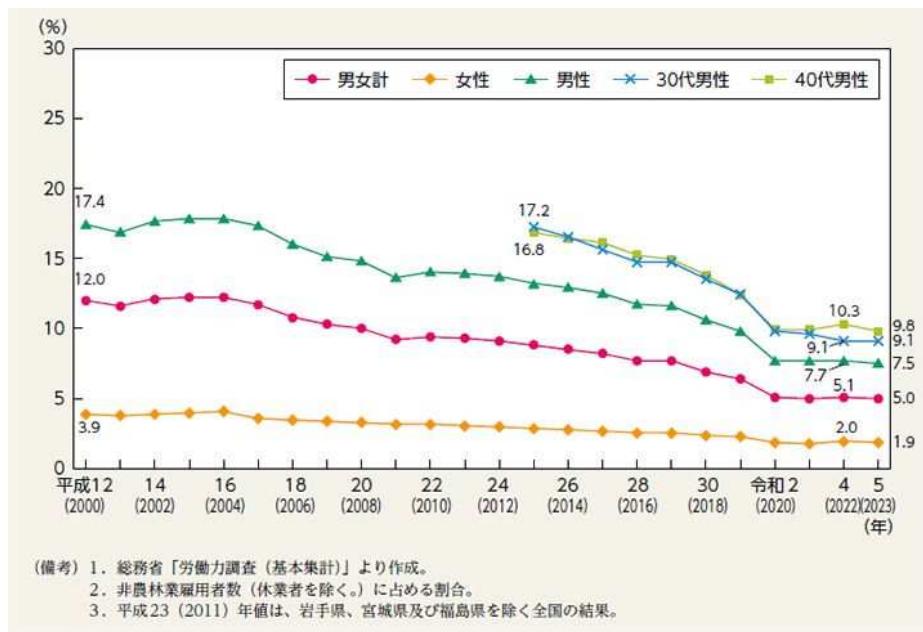


出典：総務省就業構造基本調査集計結果より作成

③ 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移

- 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は減少傾向。
- 男女別にみると、男性は女性より高く、子育て期にある30代男性では9.1%、40代男性では9.8%となっている。

【図表10 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移】



出典：内閣府 男女共同参画白書 令和6年版

④ 職場での待遇の男女差

- 男女のいずれでも最も回答割合が高い項目が「男性は育児休業・介護休業が取りづらい」であり、男性は育児に参加したくてもできない現状が伺える。

【図表11 職場での待遇の男女差（複数回答）】

〈今回〉 全体：N=963 男性：N=452 女性：N=505 答えたくない：N=6		今回
男女間に不当な差はない	全体	25.2%
	男性	31.0%
	女性	20.4%
	答えたくない	0.0%
募集・採用時の差別がある	全体	18.7%
	男性	15.3%
	女性	22.0%
	答えたくない	0.0%
同じ仕事でも男女で賃金が異なる	全体	20.7%
	男性	13.3%
	女性	27.5%
	答えたくない	0.0%
女性は結婚・出産を機に退職するという雰囲気がある	全体	19.8%
	男性	14.8%
	女性	24.6%
	答えたくない	0.0%
男性は育児休業・介護休業が取りづらい	全体	28.5%
	男性	28.5%
	女性	28.5%
	答えたくない	16.7%

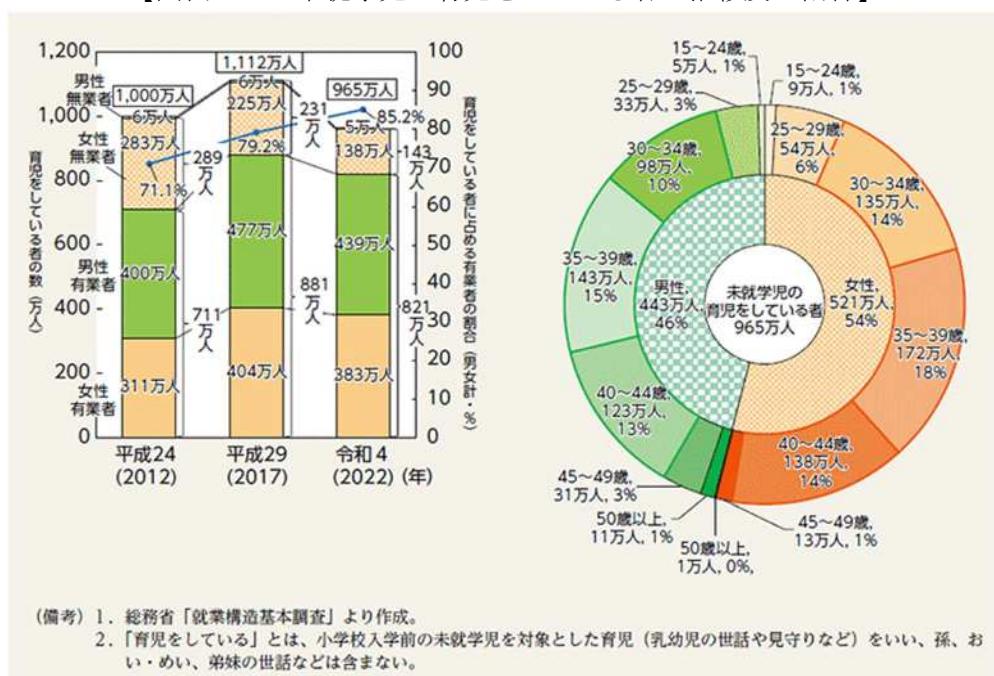
出典：令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査より上位5項目を抜粋

(5) 家庭における役割分担の変化

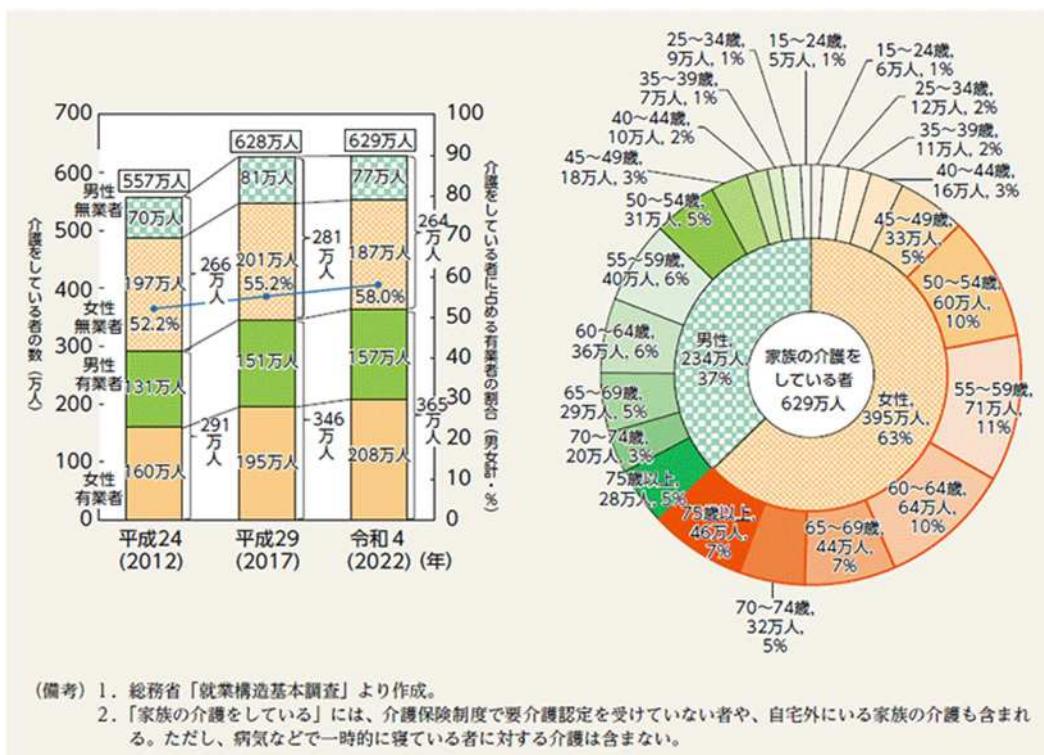
① 働きながら育児、介護をする人の増加

- 未就学児の育児をしている有業者は 111 万人（女性 72 万人、男性 39 万人）増加しており、未就学児の育児をしている者に占める有業者の割合は 71.1% から 85.2% に上昇している。
- 家族の介護をしている無業者が 10 年間で 2 万人減少している一方、有業者は 74 万人（女性 48 万人、男性 26 万人）増加しており、男女ともに介護をしながら働く者が増加している。
- 未就学児の育児をしながら、家族の介護をしている者（ダブルケアをしている者）は、2022（令和4）年時点では 20.1 万人であり、うち有業者が 16 万人、無業者が 4 万人となっている。

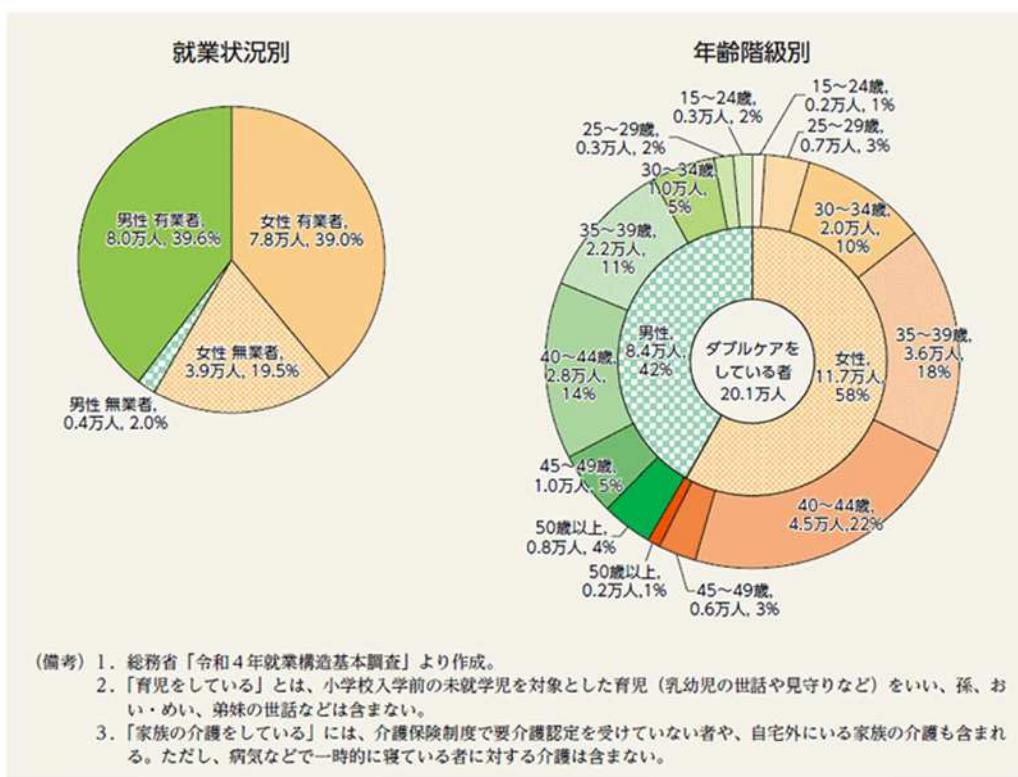
【図表12 未就学児の育児をしている者の推移及び割合】



【図表13 家族の介護をしている者の推移及び割合】



【図表14 ダブルケアをしている者の数及び割合】

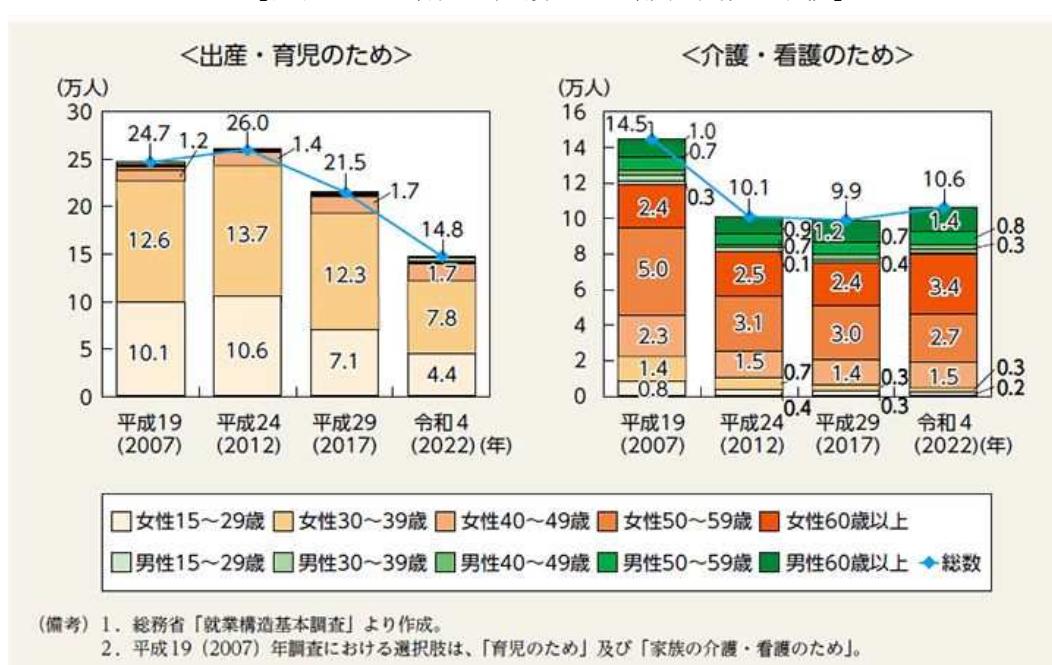


出典：いざれも内閣府 男女共同参画白書 令和6年版

② 介護・看護を理由とした離職・転職

- 過去1年間（2021（令和3）年10月～2022（令和4）年9月）に前職を辞めた者について、離職理由別にみると、「出産・育児のため」とする者は、女性14.1万人（女性離職者のうち4.6%）、男性0.7万人（男性離職者のうち0.3%）、「介護・看護のため」とする者は、女性で8万人（女性離職者のうち2.6%）、男性で2.6万人（男性離職者のうち1.1%）となっている。
- 離職理由別の過去1年間の離職者の推移をみると、「出産・育児のため」とする離職者は減少している一方、「介護・看護のため」とする離職者は横ばいから増加傾向にある。

【図表15 育児・介護による離職者数の推移】



出典：内閣府 男女共同参画白書 令和6年版

（6）デジタル化の進展

情報通信業はコロナ下においても雇用が増加し、その他の業種でもデジタル人材の需要が高まる中で、女性のデジタルスキルの向上と就労支援が重要である。

また、デジタル分野で働く女性は、経験年数に比例して順調に年収が伸びており、女性の所得向上の実現を期待できる成長分野である。

しかし、現状、IT技術者や、新たな就業獲得に向けた公的職業訓練のITコースの利用率は、いずれも女性割合が低く、デジタル人材の需要が高まる中、男女間の偏りの解消に向け取組を進める必要がある。

II 人々の意識の変化

(1) 性別役割分担意識の変化

① アンケートに見られる意識の変化

2024（令和6）年度に実施した「京都市男女共同参画市民意識調査」では、「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的役割分担意識について否定的な回答をした人の割合は45.4%となった。2022（令和4）年に実施された内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」での結果が64.3%であったことと比較すると、その割合は低い。

また、その他の男女の違いにかかわる意識についても否定的な回答は40%未満である。

「各分野における男女平等の達成感」については、いずれの分野においても「男性が優遇されている」「どちらかというと男性が優遇されている」と回答する人の数が「女性が優遇されている」「どちらかというと女性が優遇されている」と回答している人の数を上回っている。

家族の形や働き方の変化に伴い、男女共同参画に対する意識は徐々に変化していると思われるが、人々の中に長い間定着してきた性別による固定的役割分担意識はいまだ根深く、男女共同参画社会の実現に向けての大きな阻害要因となっている。

② 自治会や町内会の活動状況での固定的性別役割分担

- 自治会や町内会における事象について、「ある」と回答した割合が多かったのは、「お茶入れや食事の準備などは女性がしている」、「名簿上は男性が会員になっているが、実際は女性（配偶者）が活動している」等となっている。

【図表16 自治会や町内会の活動状況】

N=381	ある	ない	わからない・どちらともいえない	無回答
行事やイベントの企画は主に男性が決定している	35.4%	18.1%	46.2%	0.3%
代表者は男性から選ばれる	36.7%	26.0%	37.0%	0.3%
女性は責任のある役を引き受けたがらない	41.7%	20.2%	37.5%	0.5%
お茶入れや食事の準備などは女性がしている	54.6%	12.9%	32.5%	0.0%
女性は発言しにくい雰囲気がある	13.1%	48.6%	37.8%	0.5%
名簿上は男性が会員になっているが実際は女性（配偶者）が活動している	45.9%	18.4%	35.4%	0.3%
男性は仕事で欠席が許されるが、女性が仕事で欠席することを否定する雰囲気がある	15.0%	42.5%	42.3%	0.3%

出典：令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査より抜粋

（2）性別に関わる固定観念

2024（令和6）年度に実施した「京都市男女共同参画市民意識調査」によると、「女性よりも男性のほうが組織のリーダーにふさわしい」、「男性は女性より理系科目に優れている」、「男性は論理的、女性は感情的である」といった考え方については肯定する回答の割合はどの項目も2割前後で、否定する回答の方が多い。

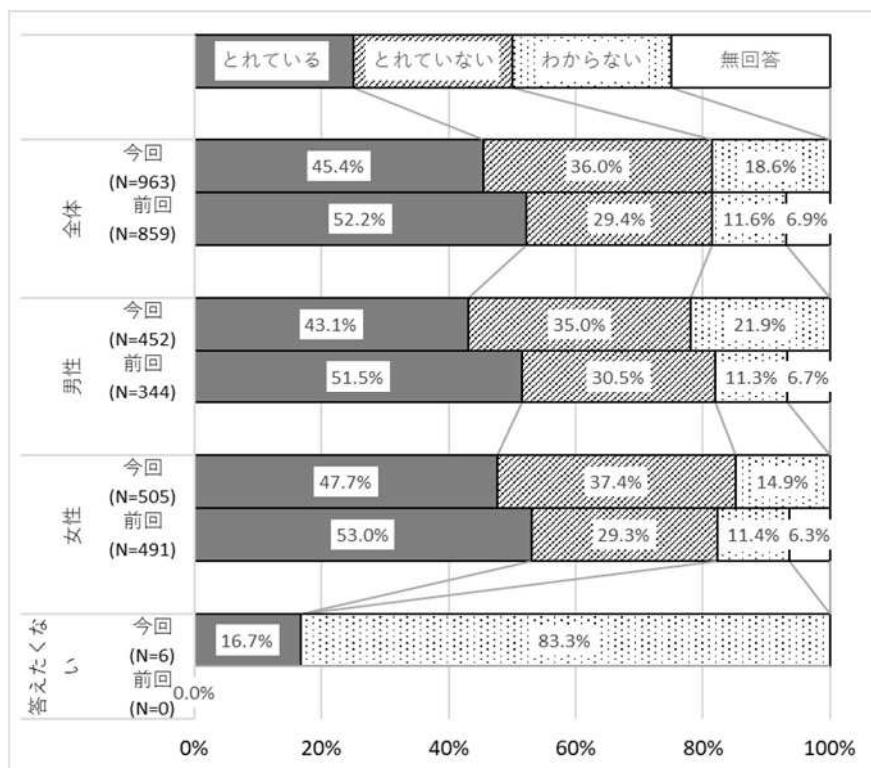
しかし、「男性には男性の、女性には女性の感性があるものだ」という考え方のみ肯定する回答が過半となっており、人々の間に伝統的な男性観・女性観が根深いことが読み取れる。

(3) 働き方についての意識の変化

① 「真のワーク・ライフ・バランス」の実現度

- 「真のワーク・ライフ・バランス」の実現度については、2024（令和6）年度の市民意識調査では、前回に比べて低下が見られた。
- 「真のワーク・ライフ・バランス」の実現のために必要なことについては、「仕事の効率化や、残業削減、有給休暇取得の促進など、働き方の見直し」、「育児休暇、介護休暇、短時間勤務制度、フレックス勤務などの、社員が働きやすい制度の充実」を選んだ人が多く企業への具体的な配慮を求める割合が高いことが分かる。

【図表17 「真のワーク・ライフ・バランス」の実現度】



【図表18 「真のワーク・ライフ・バランス」の実現のために必要なこと（上位5項目）】

（今回） 全般：N=963 男性：N=452 女性：N=505 答えたくない：N=6	今回			
	全般	男性	女性	答えたくない
「ワーク・ライフ・バランス」の考え方の周知	23.9%	28.5%	20.0%	0.0%
仕事の効率化や、残業削減、有給休暇取得の促進など、働き方の見直し	28.8%	26.8%	30.5%	33.3%
育児休暇、介護休暇、短時間勤務制度、フレックス勤務などの、社員が働きやすい制度の充実	26.7%	23.5%	29.5%	33.3%
育児休暇、介護休暇、短時間勤務制度、フレックス勤務などの制度が、社員に積極的に活用されるような環境づくり	23.1%	16.6%	28.9%	16.7%
組織のトップの意識改革	20.7%	19.5%	22.0%	0.0%

出典：いづれも令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査

② 男性の育児休業取得率

- 近年上昇しているものの、2022（令和4）年度では、民間企業が17.13%、国家公務員が43.9%（一般職72.5%）、地方公務員が31.8%と、いずれも女性（民間企業80.2%、国家公務員102.2%※、地方公務員100.3%）と比較して低水準であり、男女間で大きな差がある。
 - 京都市役所における男性職員の育児休業取得率は、2020（令和2）年度36.7% 2021（令和3）年度52.3% 2022（令和4）年度75.2% 2023（令和5）年度88.2%と大きく上昇している。
- ※新規取得者数については、例えば2022年度は、2019～2021年度に取得可能となった職員が2022年に育児休業を取得した場合を含むため、取得率が100%を超えることがある。

【図表19 男性の育児休業取得率の推移】



- （備考）1. 国家公務員は、平成21（2009）年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成22（2010）年度から平成24（2012）年度は「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25（2013）年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、平成26（2014）年度から令和2（2020）年度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、令和3（2021）年度以降は内閣官房内閣人事局「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップについて」より作成。
2. 国家公務員（一般職）は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」により作成。なお、調査対象は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）が適用される一般職の国家公務員で、行政執行法人職員を含み、自衛官など防衛省の特別職国家公務員は含まない。
3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」により作成。
4. 民間企業は厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」により作成。
5. 国家公務員の育児休業取得率について、令和2（2020）年度以前は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。令和3（2021）年度以降は、当該年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る。）の数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。
6. 地方公務員の育児休業取得率は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。

出典：内閣府 男女共同参画白書 令和6年版

(4) 防災における男女共同参画の重要性の認識

① 地域防災における男女共同参画の状況

- 京都市の消防団員における女性比率は13.3%（2025（令和7）年1月1日現在）であり、全国3.8%（2024（令和6）年4月1日現在）の3.5倍となっている。
- 「京都市防災会議」は、災害時に連携を図る必要のある組織や事業者を中心に構成されているが、現状としては女性の委員が少ない状況にある。
- 市民意識調査では男女共同参画の視点を取り入れた防災活動・復興のために「女性、男性それぞれのニーズに応じた物資の備蓄がされていること」と「男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行うこと」を必要と感じている人が多い。

【図表20 防災活動・復興に必要なこと（複数回答）】

	全体 (N=963)	男性 (N=452)	女性 (N=505)	答えたくない (N=6)
発災後に増加が懸念される性暴力やDVへの対策を強化すること	20.8%	17.7%	23.6%	16.7%
女性、男性それぞれのニーズに応じた物資が備蓄されていること	42.2%	39.4%	44.6%	50.0%
避難所の運営において男女の意見を等しく反映させること	34.0%	31.6%	36.0%	33.3%
男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行うこと	41.2%	36.7%	45.3%	33.3%
防災・減災に必要な知識や技術をもった女性を育成すること	13.4%	11.9%	14.9%	0.0%
女性が多く参加する防災訓練を実施すること	7.3%	6.2%	8.3%	0.0%
その他	0.4%	0.2%	0.6%	0.0%
必要なことはない	9.7%	13.9%	5.9%	0.0%
わからない・無回答	25.4%	24.8%	25.7%	50.0%

出典：令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査より抜粋

② 令和6年能登半島地震における取組

内閣府は令和6年能登半島地震の対応に当たり、被災者支援に携わる関係省庁の職員等に対し、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」及び同ガイドラインに掲載されている「避難所チェックシート」を周知し、男女共同参画の視点に立った取組を依頼した。

III 人々の抱える課題の変化

(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行

- 令和6年4月1日困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行された。

(2) 配偶者等からの暴力をめぐる状況

① DV相談件数

- 全国の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、2020（令和2）年度に過去最多の129,491件となって以降、5年連続で10万件を超える高水準で推移している。
- 本市でも同様の傾向であり、DVセンターへの相談支援件数は、2023（令和5）年度で6,212件と過去最多を更新した。

【図表21 京都市DVセンターにおける相談支援延べ件数（件）】

年度	平成30	令和元	2	3	4	5
電話	4,737	4,794	5,117	4,885	4,851	4,497
来所等	941	1,065	992	1,048	1,047	1,138
緊急ホットライン	110	103	86	104	64	77
合計	5,788	5,962	6,195	6,037	5,962	6,212

② DV被害の状況

- 身体的暴力を受けた被害者の数は年々減少傾向にあり、2023（令和5）年度には「子どもを巻き込んだ暴力」と順位が逆転した。精神的暴力は変わらず最も多い。

【図表22 京都市DVセンターにおける相談内容（件）】

	令和2	3	4	5
身体的暴力	597	504	474	432
精神的暴力	772	656	641	665
社会的暴力	333	290	294	287
経済的暴力	442	372	380	377
性的暴力	188	164	163	179
子どもを巻き込んだ暴力	540	476	453	485
その他の暴力	11	7	6	10
詳細不明	66	20	16	16

③ 相談者の就労状況

- 相談者の有業割合に大きな変化は見られないが、有業のうち、正社員の割合は 2020（令和2）年度から2023（令和5）年度に4.1ポイント増加、パートタイム労働の割合は3.9ポイント減少した。

【図表23 京都市DVセンターにおける相談者の就労状況】

	令和2	3	4	5
有業	55.1%	56%	56.2%	57.5%
無業	35%	33.2%	36.2%	35.3%
不明	9.9%	10.8%	7.6%	7.2%

【図表24 京都市DVセンターにおける有業の相談者の勤務体系】

	令和2	3	4	5
正社員	31.2%	31.5%	32.6%	35.3%
パート	44.7%	41.6%	45.1%	40.8%
自営	5.7%	7.6%	5%	6.3%
家業	1.1%	1.5%	1.9%	2%
その他	7.9%	8.4%	9.8%	8.8%
不明	9.4%	9.4%	5.6%	6.8%

（3）ネット社会の進展による負の影響

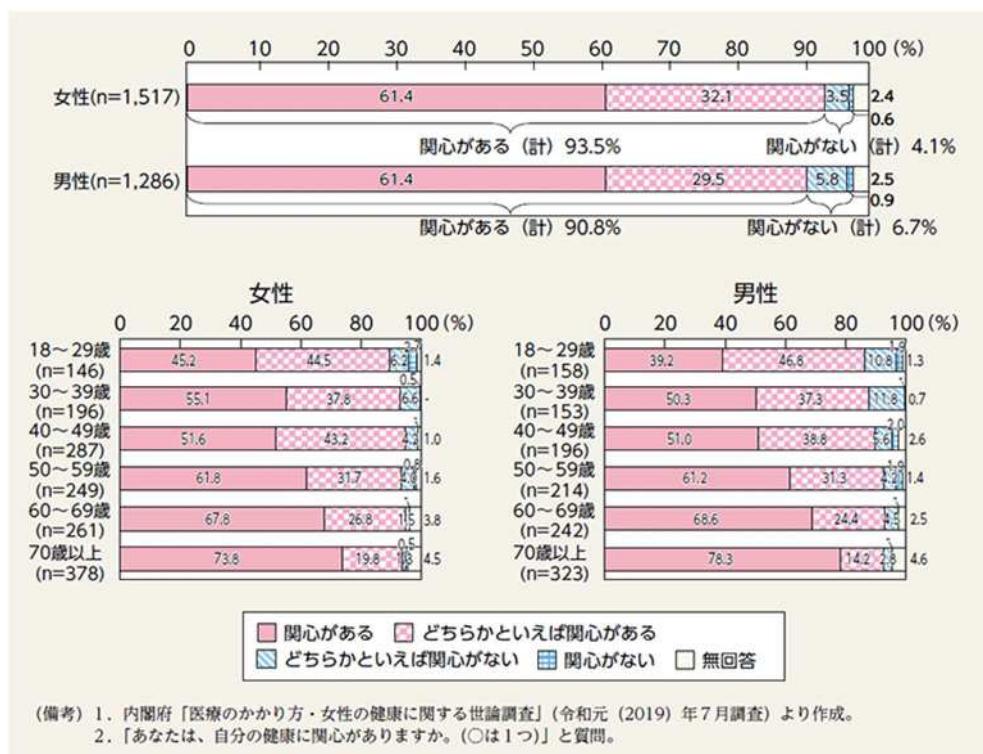
- SNSの普及によりリベンジポルノの問題はさらに深刻性を増しており、令和6年度犯罪白書によると、令和5年度のリベンジポルノに関する警察への被害相談は、前年比4.9%増の1812件で過去最多であった。内容は、「画像を所持・撮影された」が最多の769件で、「画像を公表すると脅された」が676件で続いた。被害者と加害者の関係では、半数近くが交際相手で、ネットを通しての知人・友人が2割超。被害者については男性が前年比21.8%増の285人、女性が2.2%増の1527人。男性はこの5年間で2.9倍となった。
- また、2022（令和4）年頃から急速に普及した、生成AIの台頭により、ディープフェイクポルノへの懸念はますます高まっている。

(4) 性別によって異なる健康課題への対応

① 健康への関心の高まり

- 自分自身の健康については、男女ともに、9割以上が「関心がある」又は「どちらかといえば関心がある」としている。
- 年代別にみても、男女ともに全ての年代で「関心がある」又は「どちらかといえば関心がある」とする者が9割となっているが、「関心がある」とする者の割合は、上の年代ほど高くなっている。18~29歳では4~5割であるのに対し、70歳以上では7~8割となっている。

【図表25 自分の健康への関心】



出典：内閣府 男女共同参画白書 令和6年版

② 男女それぞれの健康課題の認知

- 2024（令和6）年度に実施した「京都市男女共同参画市民意識調査」では、男女それぞれの健康課題について「知っている」「聞いたことがある」（計77.2%）を選ぶ人がいずれの性でも多い。特に女性で「知っている」を選んだ人は半数を超えた。

【図表26 男女の健康課題の認知】

	全体 (N=963)	男性 (N=452)	女性 (N=505)	答えたくない (N=6)
知っている	48.4%	44.7%	51.9%	33.3%
聞いたことがある	28.8%	28.3%	29.5%	0.0%
知らない	22.6%	26.8%	18.4%	66.7%
無回答	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%

出典：令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査より抜粋

- また、男女の健康課題の相互理解に必要なこととして選ばれたものは、最も多いのが「配偶者やパートナーとの話し合い」（56.7%）であり、次いで「学校における性や性差に応じた健康に係る教育」（38.1%）、「職場の理解促進」（26.3%）であった。

【図表27 男女の健康課題の相互理解に必要なこと（複数回答）】

	全体 (N=963)	男性 (N=452)	女性 (N=505)	答えたくない (N=6)
配偶者やパートナーとの話し合い	56.7%	53.1%	60.2%	33.3%
親子間での話し合い	17.9%	14.4%	21.2%	0.0%
学校における性や性差に応じた健康に係る教育	38.1%	31.0%	44.6%	33.3%
職場の理解促進	26.3%	19.9%	31.9%	33.3%
性や健康についての相談窓口	15.0%	14.6%	15.2%	16.7%
講座の開催などによる学習機会の提供	7.6%	7.3%	7.9%	0.0%
ウェブサイトやパンフレットなどによる情報提供	12.5%	11.1%	13.9%	0.0%
その他	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%
必要なことはない	6.4%	9.3%	4.0%	0.0%
わからない	18.2%	21.7%	14.7%	50.0%

出典：令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査より抜粋

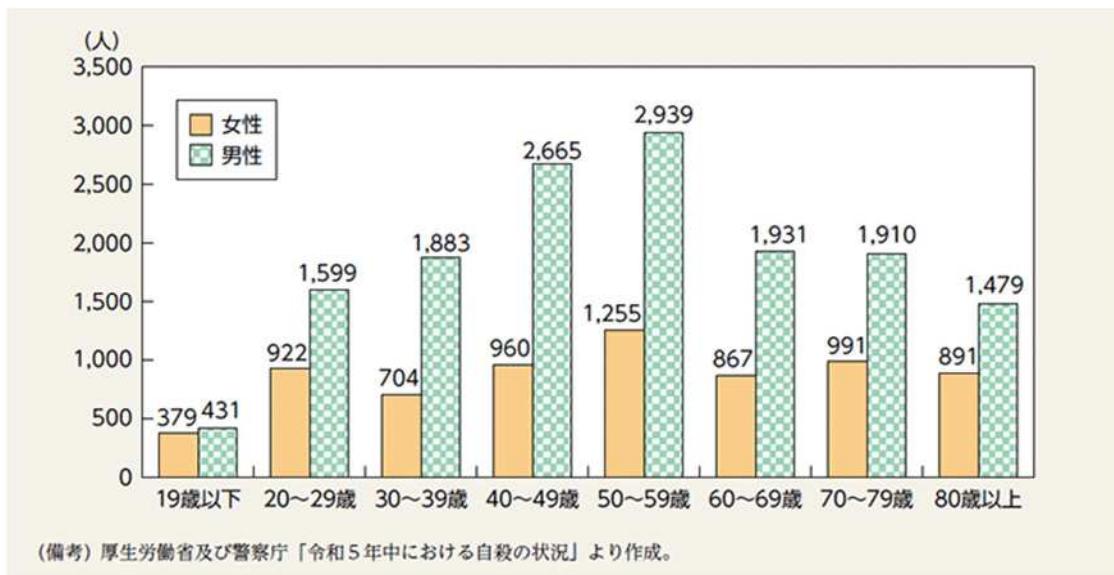
(5) 男性の抱える困難へのフォーカス

- 危険を冒す・暴力・支配・仕事優先・感情の制御の必要性・勝利への欲求・社会的地位の追及といった「理想的な男らしさ」は、男性が育つ中で、親や親戚、大衆によって促進されてきたほか、メディアを通じて増幅されることで性役割を助長してきた。

こういった伝統的・文化的な男性像は男性が精神的な支えを求めたり困難な感情に対処する能力を持ったりする可能性を低くするため、メンタルヘルスに悪影響を及ぼすことが指摘されている。

- 男性の自殺者数は女性の2倍程度となっており、年代別にみると、全ての年代で男性の方が多いが、特に40代及び50代の男性が多くなっていることから、男性が抱える困難への支援が求められる。

【図表28 自殺者数】



(備考) 厚生労働省及び警察庁「令和5年中における自殺の状況」より作成。

出典：内閣府 男女共同参画白書 令和6年版

III 第6次計画で取り組むべき施策方針

(1) 男女間格差の解消

第5次計画期間を通じて男女共同参画社会の考え方は広く受け入れられ、それに伴い就業・賃金や管理職登用における男女間の格差の問題には多くの目が向けられるようになった。

その中で、育児・介護休業法の改正などにより格差解消のための施策が進められているが、格差を完全に解消したとは言えない。

京都市においても、男性の育児休業取得率については第5次計画期間を通じて大きく改善されたものの、女性管理職の登用はいまだ進んでいない。

女性活躍については、特に政治分野と防災分野では進んでおらず、多様な意見を社会に反映するためには格差解消のための取組が急がれる。

(2) 働く環境の整備

共働き世帯の増加や、M字カーブが年々浅くなるなど、女性の社会進出が進むにつれ、また少子高齢化により高齢であっても仕事をする人が増加したことで、健康課題を抱えながら仕事を続ける人が増加していることを背景に、それぞれの性に特有の健康課題への理解の増進と、各個人の健康への意識向上が求められる。

働き方の多様化に伴い、長時間労働については一定の改善がみられるが、いまだ育児世代の男性に偏って生じている傾向があり、男性の抱える負担の軽減や男性の家庭・育児への参画を推進する観点から対策が必要である。

(3) 性別に関わる固定観念の解消

2024(令和6年)度に実施した「京都市男女共同参画市民意識調査」によると、「男性には男性の、女性には女性らしい感性がある」といった性別に関わる固定観念については、多くの人が今もなお抱えているであろうことが読み取れる。

伝統的な男性観は、男性自身の心理面に大きな影響をあたえており、男性が抱える不安や困難は軽視される傾向にあり、これまで十分な支援がなされてきたとはいがたい。

また、女性についても、「女性は理系科目が苦手だ」という思い込みがSTEAM分野やデジタル分野への女性進出を遅らせていることは大きな課題であり、こうした課題の解消は男女共同参画社会の実現のためには不可欠である。

(4) DVなど困難を抱える方への支援

DVセンターでの相談支援件数は増加傾向にあり、1件当たりの相談支援内容も複雑化・長期化しているほか、令和6年7月に開所した「みんと」についても認知度の向上に伴いさらなる相談件数の増加が見込まれる中、引き続き、一人一人に寄り添ったきめ細やかな対応が求められる。

一方で、2024（令和6）年度に実施した「京都市男女共同参画市民意識調査」では、「配偶者やパートナーからの暴力などについて相談できる窓口を知っているか」との設問で「知っているものはない」が6割にのぼり、困りごとを抱えながら相談につながっていない層も多いと推測され、市民への更なる周知や民間団体等とも連携した支援対象者の早期発見等に取り組む必要がある。

また、「みんと」を拠点とした相談支援事業に取り組んできた中で、特に若年女性については、抱える問題が様々でありながら、自らの問題を客観視できていない場合や、相談先が分からず必要となる支援につながっていないケースが多いことが分かってきた。今後、アウトリーチ支援の充実とともに、必要に応じた居場所の提供や継続的な自立支援等、早期支援につながる環境整備が求められる。

さらに、近年男性のDV被害者が増加傾向にあるといわれる中、伝統的男性観により、男性が自身の抱える悩みを他者に打ち明けることは難しく、男性相談を受け入れる環境も十分に整っていないことから、男性を対象とする取組の充実が必要である。

「第6次京都市男女共同参画計画」の策定方針

1 計画期間

令和8年度から令和17年度まで（10年間）

男女共同参画の推進のために不可欠である、働く女性の活躍を目指す国を挙げた取組の根拠である女性活躍推進法が、令和8年3月に期限を迎えるに当たり令和17年度までの期限延長を検討されており、そこで盛り込まれる方向性や取組内容との連携を踏まえ、計画期間を10年間とする。

ただし、計画期間の中間期に当たる令和12年度に、社会情勢の動向等を考慮して計画の見直しを行うこととする。

2 第6次計画の位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「京都市男女共同参画推進条例」第10項第1項に定める、男女共同参画推進のための施策を網羅した総合的な計画
- 現行の「基本構想」及び「基本計画」を統合し、「基本構想」をベースとした、「長期ビジョン（仮称）」（令和7年度策定予定）に基づく分野別計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」に位置付け、「京都市DV対策基本計画」とする。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に定める「市町村基本計画」に位置付け、「京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）」とする。

3 内容（案）

（1）全体像

第5次計画は、従来の男女共同参画等取組を推進するうえで必要な施策が網羅されたものであり、これらのうち今後も実施が求められる取組を、引き続き着実に実施することが重要であると考えられる。

そのため、第6次計画は、第5次計画の内容を継承するとともに、社会経済情勢の変化や市民の意識等を踏まえた見直し・追加等を行い、今後の男女共同参画社会の実現に向けた内容に進化させる。

（2）体系と基本目標

第5次計画は、真のWLB及びDVを重点分野として掲げ、それとは別に基本目標（3つ）と施策方針（7つ）を掲げる形としている。

しかし、重点取組事項と基本目標の関係性が分かりづらいこと、施策方針を細分化したために、複数の施策方針にまたがる事業が発生したことから、第6次計画では基本目標（2つ）と施策方針（6つ）を設けることで事業を整理し、取組を推進していく

く。

また、2つの基本目標の上位目標として、近年の単身世帯の増加等の背景を踏まえ、家庭という生活基盤を前提としない「個人」にあっても居場所を有し、幸せや生きがいを感じられるような包摂性に重きを置いた「ウェルビーイング※な社会の実現」を掲げる。

※「ウェルビーイング」とは、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態があることを意味する概念である。

(3) 第6次計画での充実事項

○ 困難な問題を抱える女性への支援の充実

今後も増加が見込まれる支援ニーズに適切に対応するため、女性のための相談支援センター「みんと」を中心とした、区役所・支所及び民間団体等との連携や相談先の周知の強化等により、相談支援体制の充実を図る。

○ 男性が抱える課題への対応

これまで見過ごされてきた「伝統的な男性観」が男性自身に対して与える影響に目を向け、男性が抱える不安・心理的負担等の解消・緩和や、男性のDV被害者の支援の充実に取り組む。

○ 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の更なる活用

誰もが生きがいをもって活躍できる社会の実現のため、ウィングス京都における、男女共同参画推進の中核的施設という従来からの役割強化に加え、性別や世代を超えて、あらゆる人が集い、交じりあう場の創出を目指す。

「真のワーク・ライフ・バランス」の推進について

京都市では、国における働き方改革関連法、女性活躍推進法や育児・介護休業法の改正等の状況を踏まえ、経済団体や国（労働局）、京都府とも連携しながら、「働き方改革」、「女性活躍推進」、「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」等に取り組んでいる。令和7年度については、以下の事業に重点的に取り組む。

- ◇ 市民・事業者の働き方改革の先進的な事例等の「見える化」
- ◇ 社会のデジタル化の進展に伴う女性のデジタル人材育成
- ◇ 男性が抱える不安や心理的負担の解消・緩和のための取組

主な事業

1 「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」等の取組

(1) 「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」に向けた広報啓発

「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体（オフィス向けフリーぺーパー「シティリビング」など）やポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB、京都ウイメンズベースHP）を活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。

(2) 「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進

女性活躍や男性の家事・育児参画を促進するための講座やセミナー等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図る。

【取組予定】

- ・ 家事育児を男女が分担することで、女性は育休後に安心して職場復帰ができ、また男性は家事育児を自身の日常生活の一部として捉えられるように啓発する講座、子育てしながら自身のキャリアや働き方について考えることができるような内容の講座
- ・ 女子大生を対象に、働き方の選択肢や視野を広げ、キャリアについて考えための講座

2 オール京都での女性活躍推進

(1) デジタル分野における女性活躍推進

コロナ下における雇用、就業に関する女性への影響やIT人材に対する企業ニーズを踏まえ、自らの意思によりデジタル分野で働くとする女性がその思いを叶え、その個性と能力を十分に発揮できることを目的としたセミナーを実施する。

【取組予定】

- ・チャットアプリ等で受講者とのコミュニケーションをとることで、気軽に質問ができるなど、受講生がより着実にスキルを習得できるよう、工夫を行う。

(2) 「京都ウィメンズベース」における取組の推進

国、京都府、経済団体、労働界等の関係団体と連携したオール京都体制による「輝く女性応援京都会議」（平成28年3月）を運営主体とする「京都ウィメンズベース」における取組の推進。

【取組予定】

- ・女性社員や管理職・人事担当者等を対象とした各種研修の実施
- ・役員育成のための次世代女性リーダー育成研修の実施
- ・大学と連携したリカレント（学び直し・再就職支援）の実施
- ・中小企業における女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定支援 等

3 孤独・孤立や不安を抱える女性への支援

令和3年7月から、ウィングス京都に加え、NPO法人や福祉部局とも連携しながら、新たな相談支援等に取り組んできた。

令和7年度は、これまでに引き続き、孤独・孤立や不安を抱える女性を対象とした相談窓口や、居場所づくりの運営、就業準備のための講座等を行う。

(1) 相談事業の実施

ウィングス京都において、孤独・孤立や困難・課題等を抱える女性を対象とした相談窓口を運営し、有資格者による心理面での寄り添ったサポートを行うことで必要な社会的資源につなぐなどの相談事業を実施する。

「つながる相談室」 令和3年7月～

対 象：京都市内に在住、在学、在勤の女性

受 付：月～土（水曜日・祝日・年末年始は休み）午前10時～午後5時

電話・対面・オンライン相談が可能

相談件数：令和7年2月末時点 受付総件数134件

(2) 居場所づくりの実施（不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業の拡充）

これまでに構築した女性支援を行う団体等とのつながりを活用し、それぞれの団体の強みをいかし、女性が日々の悩みを語り合える居場所をつくるなど、対象者に即して事業を実施する。さらに、対象の女性が抱える複数かつ複雑な問題に対し、重層的な支援を行うため、支援者同士の情報交換会や勉強会も実施する。

【取組予定】

- ・不安や悩みを抱える参加者同士が語り合い寄り添う居場所づくり事業「つながるスペース」の実施
- ・ウィングス京都の活動で連携を有する各種の女性支援団体と、各自の活動についての情報交換会や、現場のニーズに即した勉強会を実施

(3) 就業支援の実施

孤独・孤立や困難・課題等を抱える女性が自立生活を行い、就業する意欲の向上に資する講座等を開催するとともに、既存の女性の就業支援につなぐ取組を実施する。

【取組予定】

- ・これから働くことを考えている女性や、働くことに不安がある女性を対象に、就業する意欲を高め、就業スキルやセルフマネジメントの手法等を実践的に学ぶ内容とする。

4 その他

(1) ライフステージに応じた女性の健康支援

女性は、思春期から妊娠、出産、更年期、老年期に至るまで生涯を通して男性とは異なる心身の変化や問題に直面することを踏まえ、女性が自らの身体への理解を深めるための機会を充実させるとともに、女性の健康に対する社会全体の理解を促進する取組を実施する。

【取組予定】

- ・女性の健康をテーマとする啓発・居場所づくりセミナー
- ・企業の経営者、人事担当者等を対象とした女性の健康に関する啓発講座
- ・職員の健康管理に取り組む企業の事例をオフィス向けフリーペーパー等で発信

(2) 男性の語り場づくり

男性が参加者同士の語り合いを通して、自身が抱えている男性ならではの課題・困難に気づき、それを解消・緩和する機会を提供し、ジェンダーの視点で自身のあり方を見つめ直す。

(3) 男性のための電話相談窓口（ウィングス京都）

仕事や家族、生き方に悩んでいる男性、つらくても打ち明けずに抱えてしまう男性に寄り添うことを目的として、「男性のための電話相談窓口」を継続して運営する。

【男性のための相談】

- ・面接相談（予約時に日時を案内）
<相談件数：121 件（令和 7 年 1 月末）、（132 件（令和 5 年度））>
- ・電話相談※ 第 2・4 火曜日 午後 7 時～8 時 30 分
<相談件数：95 件（令和 7 年 1 月末）、（101 件（令和 5 年度））>

※ 令和 4 年度末までは、DV 電話相談

DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の強化について

京都市DV相談支援センター（以下「DVセンター」という。）をDV対策の中核施設として、関係機関と連携を図りながら、引き続き、相談・支援、啓発等の取組を総合的に推進するとともに、令和7年度については、以下の事業に重点的に取り組む。

- ◇ 「DVセンター」と「みんと」の相談員について、非常勤職員を常勤に変更するほか、常勤の臨床心理士を配置するなど、人員体制を一体的に強化する。
- ◇ 第6次京都市男女共同参画計画の策定に向け、相談者や支援者の意見を聞き、より実効性の高い計画の策定を目指す。

主な事業

1 DVセンターにおける被害者支援と周知

(1) 被害者に寄り添った支援

被害者に寄り添いながら被害者の意向に沿った支援を実施するとともに、件数の増加や内容の複雑化にも対応できる体制を確保する。

また、DV防止法改正を踏まえた保護命令等の申立てについて、適切な情報提供や助言を行うほか、物価高騰等に伴う各種給付金などの対象となる被害者にDVセンターから個別連絡し、円滑な手続のための支援を行う。

<相談延べ件数>

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
5,132	4,840	5,424	4,732	5,770	5,788	5,962	6,195	6,037	5,962	6,212	5,504*

*令和6年度は1月末現在の件数

<相談者数（氏名が判明している方）と暴力の内容>

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(割合)
新規	277人	375人	238人	248人	262人	
継続	386人	453人	465人	423人	432人	
合計	663人	828人	703人	671人	694人	

①身体的暴力	470人	597人	504人	474人	432人	62.2%
②精神的暴力	620人	772人	656人	641人	665人	95.8%
③経済的暴力	318人	442人	372人	380人	287人	41.4%
④社会的暴力	262人	333人	290人	294人	377人	54.3%
⑤性的暴力	156人	188人	164人	163人	179人	25.8%
⑥子どもを巻添えにした暴力	416人	541人	476人	453人	485人	69.9%
⑦その他	23人	77人	27人	32人	26人	3.7%

<保護命令の申請支援件数>

30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度※
13	17	11	11	4	8	18

*令和6年度は1月末現在の件数

(2) DVセンターの周知

令和6年7月に京都市女性のための相談支援センター「みんと」を開所し、DV以外の家庭内暴力や生活困窮等様々な困りごとに対する相談支援窓口を開設したところ、本人はDVを受けている認識がなかったが実はDVの問題であったケースも多く、「みんと」開所を機にDVセンターの相談支援件数が増加した。

一方で、令和6年度市民意識調査において、DVセンターの認知度は14.4%にとどまっており、DV被害者支援を求める層に一層の周知を図る必要がある。

2 関係機関との一層の連携強化

(1) 各区役所・支所子どもはぐくみ室との連携

相互に重複して発生するDVと児童虐待との関係性に留意し、DV被害者と子どもの安全確保を最優先に適切に対応するため、児童相談所への通告や連携に加え、地域の社会資源を多く持つ各区・支所子どもはぐくみ室との連携を密に行う。

(2) 京都府などの関係機関との連携協力の推進

DV防止法の改正によって、関係機関等から構成される協議会が法定化され、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務が創設された。これまでから府市が合同で設置している「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を当該協議会に位置付け、必要に応じて個別ケース会議の開催など、具体的支援に活用していく。

(3) 研修会の充実

家庭内で重なり合う暴力に幅広い部署が適切に対応するには、研究や事例検討を通じた関係機関各々の業務内容の深い理解が必要であるため、研修会の充実を図る。

(4) 児童虐待対策との一体的な啓発・広報

「女性に対する暴力をなくす運動」は「児童虐待防止推進月間」と同時期であり、また、全市一体となった取組が求められていることから、ダブルリボンを活用し、DV対策と児童虐待対策の一体的な啓発・広報を行う。

3 インクルーシブ・ケアシステムの継続

(1) インクルーシブ・ケアシステムとは

第5次京都市男女共同参画計画に推進施策の一つとして位置付けている、初期の相談段階から地域での自立生活までの、切れ目のない一体的な支援体制のこと。

相談支援の過程においては、専門スタッフが被害者及び同伴児（者）にとって必要な支援や資源を見極め、関係機関との適切な連携調整などを行い、自立支援の過程においては、食材提供、学習サポートや地域住民参加型の交流会などを行う。

(2) インクルーシブ・ケアシステムの活用の効果

様々な機会を通して、被害者及び同伴児（者）が、地域の人に頼り、頼られながら、自立した生活を送れるよう、地域とのつながりを作るとともに、アクティブライシング等を活用したコーチング型のコミュニケーションを行うことで、問題が深刻になる前に、参加者やスタッフに気軽に悩みを打ち明け、相談できる関係性を築くことができる。

被害者及び同伴児（者）が新しい場所での地域生活に馴染めず、孤立して、加害者との生活に戻ることにより、生命が危険にさらされるケースを発生させないため、被害者らを一体的に見守る体制と地域に根付いた自立生活までの支援が重要かつ不可欠であり、それを実現できるのがインクルーシブ・ケアシステムである。

(3) 取組事例

- ア 民間シェルター入所中の子の保育や学生ボランティアによる学習サポート
- イ 買い物、裁判所、警察などの同行支援
- ウ 高齢者施設に食材を持参し、ボランティアにおいて調理したものを副食として提供
- エ 令和3年度から開始したステップハウス事業※における自立支援

※民間シェルター退所後、就労・自活するにあたり、スタッフの見守りがある環境で暮らすことができる施設

4 その他の取組

- (1) ウィングス京都における相談事業（男性のための相談、女性への暴力相談）
- (2) デートDV予防事業やDV予防講座の実施
- (3) DV被害者支援シンポジウムなどのDV根絶のための市民啓発
- (4) 被害者の保護及び自立支援の充実
 - ア 京都市民間シェルター施設補助金（家賃補助）
 - イ 京都市民間シェルター事業費補助金（受入費の補助）
 - ウ 京都市配偶者暴力被害者等支援補助金（ステップハウス事業等の補助）
 - エ 市営住宅優先入居
 - オ 「居場所づくり」事業

第5次京都市男女共同参画計画

令和7年度推進計画

令和7年3月

京都市では、平成15年12月に「京都市男女共同参画推進条例」を制定し、本市における男女共同参画社会づくりの指針を明らかにするとともに、条例に規定する計画である男女共同参画計画に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本推進計画は、令和3年9月に策定した「第5次京都市男女共同参画計画」に基づき、令和7年度における各局等の実施事業を取りまとめたものです。

令和7年3月

目 次

基本目標 1 性別による格差がなく、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会の実現

- 施策の方針 1 仕事と生活の調和と、男性の家庭生活への参画促進・・・1～5
施策の方針 2 女性活躍の推進・・・・・・・・・・・・・・・・6～10
施策の方針 3 男女共同参画の視点での「市民力・地域力」の向上・・・11～16

基本目標 2 あらゆる暴力が根絶され、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

- 施策の方針 4 DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・17～21
施策の方針 5 さまざまな困難を抱える方への支援・・・・・・・・22～23

基本目標 3 誰もが人権を尊重され、また健康的に暮らせる社会の実現

- 施策の方針 6 人権尊重に向けた広報・啓発及び教育・・・・・・・・24～26
施策の方針 7 性に関する理解・尊重と、心と体の健康づくり・・・・27～29

基本目標1 性別による格差がなく、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会の実現

施策の方針1 仕事と生活の調和と、男性の家庭生活への参画促進

① 多様で柔軟な働き方の促進や仕事と家庭生活等の両立支援

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
1	1	1	「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）を活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。	文化市民局	共生社会推進室	
2	1	1	「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進	女性活躍や男性の家事・育児参画を促進するための講座やセミナー等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図る。	文化市民局	共生社会推進室	
3	1	1	「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援	企業が「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する際に利用できる助成制度や、社会的責任（CSR）の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」に取り組んでもらえるような実践例について、ポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）等により周知啓発を行う。	文化市民局	共生社会推進室	
4	1	1	「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進	経済団体等と行政（京都市・京都府・京都労働局）が連携して京都における女性の活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。 企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。	文化市民局	共生社会推進室	
5	1	1	企業向け人権啓発講座の開催	人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における人権尊重の気風の醸成を促し、人権文化の息づくまちづくりにつなげるため、経営者層、総務・人事総務担当者、人権研修推進者等を対象とした企業向け人権啓発講座を開催する。 ※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関する各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、令和7年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。	文化市民局	共生社会推進室	
6	1	1	京都中小企業担い手確保・定着支援事業	企業における働き方改革を推進するとともに、働き方改革の取組状況を情報発信することで、地域企業における担い手確保につなげるため、平成30年から、「京の企業「働き方改革」自己診断制度」を実施している。引き続きこの制度の利用をさらに促進することで、地域企業における働き方改革の主体的な取組を後押しする。	産業観光局	産業企画室	
7	1	1	多様な担い手活躍プラットフォーム	子育て中の方やケアラー、就職氷河期世代、高齢者など、働きたい意欲はあるが、自身を取り巻く環境や身体的要因等により、就労に当たって課題を抱える求職者と地域企業のマッチングを支援することで、多様な担い手の活躍と地域企業の担い手確保を図る。	産業観光局	産業企画室	
8	1	1	中小企業ひと・しごと環境魅力向上支援事業	中小企業等を支える従業員の入材育成や、高齢者、ケアラー、子育て中の方など多様な担い手が活躍できる就労環境整備等への支援と専門家によるサポートを併せて実施することで、企業の魅力向上と持続的な発展を図る。	産業観光局	産業企画室	
9	1	1	OK企業認定システムの推進	市内の全事業所を対象に、父親の子育て参加に理解がある企業を「OK企業」（O：おやじの、K：子育て参加に理解がある）として登録・認定し、講演会や広報誌を通して、広く情報発信を行うなど、真のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会機運の醸成を図る。	教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	

② 男女が共に安心して子育てできる環境の整備

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
10	1	2	京都はぐくみ憲章の推進	京都はぐくみ憲章の理念の普及啓発を推進することにより、事業者による勤務時間、休暇制度その他の労働環境の整備を促進し、従業員の仕事と子育てを含む家庭生活、地域における活動及び社会貢献活動との調和を図ることができるような社会環境づくりを進める。	子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	
11	1	2	学童クラブ事業	小学校1～6年生の昼間留守家庭児童に、放課後の安心・安全な居場所を提供し、これらの児童を健やかに育成する事業を実施する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
12	1	2	ファミリーサポート事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員:おねがいさん)と育児の援助を行いたい人(提供会員:おまかせさん)とが会員となって、子育てを支え合う事業を実施する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
13	1	2	放課後はっと広場	児童館等が設置されていない地域において、「放課後まなび教室」と「学童クラブ機能を有する事業」を融合した「放課後はっと広場」を実施する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
14	1	2	子育て支援情報発信	子育て支援ポータルサイト「はぐくーもKYOTO」において子育て支援に係る制度や施設、イベント情報等を発信するとともに、A Iチャットボットにより24時間365日相談対応に応じる。また、「はぐくみアプリby母子モ」において子どもの育ちの記録や予防接種のスケジュール管理など育ちをサポートすること等により、子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境を整備する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
15	1	2	地域子育て支援ステーションの運営	より身近な地域における子育て支援ネットワークの拠点として、京都市内の全ての児童館、保育園(所)及び認定こども園を「地域子育て支援ステーション」に指定し、子育て講座等の開催や子育てに関する情報提供など、子育て中の家庭を対象とした様々な取組を行う。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
16	1	2	～地域で支える～すくすく子育て応援事業	地域の子育て応援者が赤ちゃんが誕生した家庭にお祝い訪問し、子育て家庭に身近な子育て支援情報を届けるとともに、子育て相談に応じ、地域の子育てサロンやつどいの広場等への参加を促す。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
17	1	2	子どもを共に育む「親支援」プログラム～はっこり子育てひろば～	子どもを育てる不安・悩み・喜び、子どもと共に親も育ち学ぶことの重要性、親としての心構えについて、親同士が話し合い、交流するプログラム「はっこり子育てひろば」において、交流することで、自ら気づき学ぶとともに、同じような悩みを抱く親同士や、地域で子育てを支援するものが結ばれ、喜びと共に子どもを育んでいくことを目指す。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
18	1	2	青少年のための親学習プログラム	これから親になる世代である青少年を対象に、乳幼児等とのふれあいを通して、親としての心構えや必要な知識・技術等を学べるプログラムの周知を図り、青少年の参加の促進を図る。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
19	1	2	子育て支援短期利用事業	家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一時に養育する事業を実施する。	子ども若者はぐくみ局 教育委員会	子ども家庭支援課 学校指導課	
20	1	2	スマイルママ・ホッと事業	産後ケアの利用を希望する産後の母親が、身近な地域で安心して育児を開始し、子どもを健やかに育むことができるよう、産科医療機関及び助産所等でショートステイやデイケアの利用を通じて、母親の心身のケアや育児サポート等の支援を行う。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
21	1	2	子ども医療費支給事業	子どもにかかる医療費の一部を支給する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
22	1	2	第三子以降及び多胎の出産をサポート！産前産後ヘルパー派遣事業	母親が第三子以降の子又は多胎児の出産前後で、家事又は育児を行うことが困難な家庭に、家事等の援助を行うためのヘルパーを派遣する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
23	1	2	家庭訪問型継続的個別支援	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問などによる支援を実施することにより、当該家庭の養育機能を回復させ、安定した児童の養育を図る。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	

24	1	2	親子の健康づくり講座（プレママ・パパ教室・親子で楽しむ健康教室）	妊婦とその家族を対象として、先輩ママ・パパとの交流、育児・栄養・歯科保健等に関する講習等を実施するプレママ・パパ教室や乳幼児とその保護者を対象として、乳幼児期からの生活習慣病対策、家族や地域ぐるみの健康づくり等を目的とした講座等を実施する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
			妊娠期からの子育て支援（こんにちはプレママ事業）	母子健康手帳交付時に、全ての妊婦に保健師が面接を行い、妊婦の不安や育児環境等に対する相談支援を行う。また、初めての妊娠で不安が強い初妊婦や面談を希望する妊婦、継続的な支援が必要な妊婦に対して、安心して子育てができるよう妊娠中から子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が家庭訪問等を行うことで相談支援を行う。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
25	1	2	新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問し、育児に必要な保健指導を行う。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
			子育て支援事業	保育園（所）・幼稚園・認定こども園、私立・市立・国立の垣根を越えた「共同機構」の取組や子育て支援の中核施設としての様々な事業を実施する。	子ども若者はぐくみ局	子育て支援総合センターこどもみらい館	
27	1	2	親子のための相談LINE	親子間や子育ての悩みごとなどの相談を受け付ける「親子のための相談LINE」事業を実施する。	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	
28	1	2	保育所等待機児童ゼロの継続	「京都市子ども・子育て支援事業計画」に定める幼児教育・保育提供体制の確保や、保育の担い手確保の取組等により保育ニーズに応えることで、年度当初における国定義の保育所等待機児童ゼロの継続に取り組む。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
29	1	2	幼稚園、保育園、認定こども園等における障害のある子どもの受入れの推進	障害のある子どもが地域の身近な幼児教育・保育施設で教育・保育を受けられるよう、受入体制の整備を図るとともに、保育園等に積極的に受入れの促進を働きかけることで、更なる受入れの拡充を図る。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
30	1	2	病児・病後児保育の実施	一時的に病気中や病気回復期にある子どもの保育を行う、病児・病後児保育事業について、「京都市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域的なバランスを考慮して提供体制を維持・充実する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
31	1	2	時間外（延長）保育事業の実施	就労時間の長時間化等に伴う時間外保育へのニーズの高まりに対応するため、「京都市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる提供体制を確保する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
			保育園・認定こども園における一時預かり事業（一般型）及び幼稚園における預かり保育等の実施	保育園、認定こども園において、保護者の傷病等、多様なニーズに対応し、子どもの一時的な保育を行う一時預かり事業（一般型）を実施するとともに、幼稚園においても、保護者の子育てを支援するため、通常の教育時間の前後や夏期休業期間中などに実施する預かり保育を実施する。また、保護者の就労等を支援するため、国が定める一時預かり事業（幼稚園型II）の基準を満たす形で、保育を必要とする2歳児の定期的な受入れを実施する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
33	1	2	保育園、認定こども園における多様な保育サービス（休日保育、夜間保育）の提供	保護者の様々な保育ニーズに応えるため、保育園、認定こども園において、休日保育や夜間保育を提供する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
34	1	2	幼稚園、保育園、認定こども園等における多子世帯やひとり親世帯に対する利用者負担額の軽減	・ひとり親世帯等の利用者負担額の軽減又は免除により、保護者負担の軽減を図る。 ・若者・子育て世代から、もっと「京都に住みたい、京都で子育てしたい」と思つてもらい、選ばれるまちを目指して、「保育料の2人目以降の無償化」を令和7年4月から実施する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
35	1	2	幼児教育・保育の無償化の円滑な実施	2019（令和元）年10月からの幼児教育・保育の無償化について、保護者の利便性の向上や幼稚園等の事務負担の軽減の観点を踏まえ、関係団体との連携のもと、円滑な実施に努める。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
			地域に開かれた施設運営の一層の推進（幼稚園、保育園、認定こども園等）	地域の子育て支援や、家庭や地域における子育て機能の向上を目指すため、幼稚園、保育園、認定こども園等において、園庭開放等による親子の居場所づくりや、幼児・保護者同士の交流促進、子育ての悩み相談などの子育て支援の事業を推進する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
37	1	2	医療的ケア児保育支援事業の実施	日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が、保育施設等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう施設等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活及び保護者の就労支援等の向上を図ることを目的とする。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	
38	1	2					

39	1	2	市営住宅における子育て世帯優先募集の実施	市営住宅の入居者募集の際に、中学生以下の子どものいる世帯に対し、優先募集枠を設ける。（事務及び窓口は京都市住宅供給公社が担当）	都市計画局	住宅管理課	
40	1	2	市営住宅における子育て世帯向けのリノベーション住戸の供給	子育てしやすい間取りや設備等に改修した市営住宅を、収入（所得）が基準以下の子育て世帯を対象に募集を行う。（事務及び窓口は京都市住宅供給公社が担当）	都市計画局	住宅管理課	
41	1	2	カウンセリング等教育相談体制の充実	市立学校園等におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、こどもバトナでの教育相談（カウンセリング）等により、それぞれの児童生徒の状況に応じた適切な支援を行う。	教育委員会 教育委員会	生徒指導課 教育相談総合センター	
42	1	2	市立幼稚園における預かり保育の実施	市立幼稚園全園において、保護者の就労状況等にかかわらず預かり保育を必要とする家庭を対象に、長期休業期間中を含む平日午前8時から午後6時まで預かり保育を実施する。	教育委員会	学校指導課	

③ 介護者の負担軽減につながる介護サービスの実施

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
43	1	3	高齢者あんしんお出かけサービス事業	認知症の高齢者等が外出して戻れなくなった場合に、位置を特定できる小型GPS端末機を貸出すことにより、対象高齢者等を早期に発見し、事故などを未然に防ぐ。 令和2年8月から、他人をけがさせたり、物を壊したりするなど法律上の賠償責任を負った場合に備える日常生活賠償保険を付帯。	保健福祉局	健康長寿企画課	
44	1	3	老人福祉員設置事業	ひとり暮らし高齢者等を対象に、市長が委嘱する老人福祉員が安否確認や話し相手等として訪問する。	保健福祉局	健康長寿企画課	
45	1	3	健康すこやか学級	概ね65歳以上の高齢者（要介護・要支援認定者を除く）を対象に介護予防に関する講座等を開催する。	保健福祉局	健康長寿企画課	
46	1	3	ICTを活用した認知症高齢者等見守り支援事業	民間事業者が開発したICTツールを導入し、行政や関係機関に加えて、地域住民が見守りに協力できる仕組みを導入し、地域における見守り体制の強化を図る。 ・民間事業者が開発した検索アプリの導入 ・緊急連絡用ステッカーの交付	保健福祉局	健康長寿企画課	
47	1	3	あんしんネット119（緊急通報システム事業）	ひとり暮らし高齢者等に対し、ボタン一つで、緊急時、消防指令センターに通報でき、また、保健・健康に関する相談を受けることができる専用装置を貸与する。	保健福祉局	介護ケア推進課	
48	1	3	家族介護用品給付事業	要介護4又は5の高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族等に対し、介護保険の給付対象外となる介護用品と交換できる給付券を交付する。	保健福祉局	介護ケア推進課	
49	1	3	日常生活用具給付等事業	ひとり暮らしや認知症のある高齢者等に対し、日常生活用具（自動消火器、電磁調理器）を給付する。	保健福祉局	介護ケア推進課	
50	1	3	配食サービス事業	高齢者への栄養のバランスがとれた昼食の提供、併せて安否確認を行う。	保健福祉局	介護ケア推進課	
51	1	3	短期入所生活介護緊急利用者援護事業	介護保険の要介護認定で、要支援又は要介護と認定された市内在住の方が、虐待などの理由により緊急にショートステイの利用が必要となり、通常のショートステイの受け入れ先を探したものの見つからない場合に、市内の短期入所施設を利用し、緊急時に速やかに対応する。	保健福祉局	介護ケア推進課	
52	1	3	認知症介護実践研修の開催	認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施する。	保健福祉局	介護ケア推進課	
53	1	3	「すこやか進行中！～高齢者のためのガイドブック～」の発行	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発とともに、介護保険制度及び高齢者保健福祉施策を総合的に紹介し、要介護高齢者から元気な高齢者まで、地域の高齢者やその家族がサービスを利用するときの手引書となるよう、サービスの内容、利用手続、利用者負担、相談連絡先等を掲載した冊子を発行する。	保健福祉局	介護ケア推進課	
54	1	3	長寿すこやかセンターの運営	高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らすことができるよう、高齢者の社会参加の促進及び権利擁護その他の高齢者の福祉の増進並びに社会福祉に関する市民の活動促進を図ることを目的として、高齢者介護に関する相談、高齢者の介護に携わる職員を対象とした研修や認知症高齢者の介護に関する研修、介護家族交流会等を実施する。	保健福祉局	介護ケア推進課	
55	1	3	特別養護老人ホーム等の整備 ・特別養護老人ホーム ・小規模多機能型居宅介護拠点 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 等	介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、特別養護老人ホーム等の介護保険施設や地域密着型サービスの介護サービス基盤整備を進めます。	保健福祉局	介護ケア推進課	

④ 男性にとっての男女共同参画の意義の理解促進及び実践促進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
56	1	3	男女共同参画センター「学習・研修事業」	男女共同参画に関する基礎的な内容を学ぶ講座や、共同参画の視点を持った生涯学習に関する講座、大学・企業等との連携講座を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	
57	1	3	「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進	女性活躍や男性の家事・育児参画を促進するための講座やセミナー等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図る。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
58	1	3	父親の子育て参加と地域の子どもは地域で育てる活動を推進する「おやじの会」事業	「わが子の父親から地域のおやじへ」を合言葉に、京都市内の学校・幼稚園等を単位に活動する「おやじの会」は、地域の子どもは地域で育てる土壤づくりを推進するため、子どもに関する様々なふれあい活動や地域行事等への参画を通じて、地域の子どもたちの健やかな育ちを促す。	教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	

⑤ 企業における男性の家庭への参画促進に向けた環境整備

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
59	1	5	「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）を活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
60	1	5	「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援	企業が「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する際に利用できる助成制度や、社会的責任（CSR）の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」に取り組んでもらえるような実践例について、ポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）等により周知啓発を行う。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
61	1	5	「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進	経済団体等と行政（京都市・京都府・京都労働局）が連携して京都における女性の活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。 企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
62	1	5	京都中小企業担い手確保・定着支援事業	企業における働き方改革を推進するとともに、働き方改革の取組状況を情報発信することで、地域企業における担い手確保につなげるため、平成30年から、「京の企業「働き方改革」自己診断制度」を実施している。引き続きこの制度の利用をさらに促進することで、地域企業における働き方改革の主体的な取組を後押しする。	産業観光局	産業企画室	再掲
63	1	5	多様な担い手活躍プラットフォーム	子育て中の夫やケアラー、就職氷河期世代、高齢者など、働きたい意欲はあるが、自身を取り巻く環境や身体的要因等により、就労に当たって課題を抱える求職者と地域企業のマッチングを支援することで、多様な担い手の活躍と地域企業の担い手確保を図る。	産業観光局	産業企画室	再掲
64	1	5	中小企業ひと・しごと環境魅力向上支援事業	中小企業等を支える従業員の人材育成や、高齢者、ケアラー、子育て中の方など多様な担い手が活躍できる就労環境整備等への支援と専門家によるサポートを併せて実施することで、企業の魅力向上と持続的な発展を図る。	産業観光局	産業企画室	再掲

施策の方針2 女性活躍の推進

① オール京都での女性活躍推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
65	2	1	「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進	経済団体等と行政（京都市・京都府・京都労働局）が連携して京都における女性の活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
66	2	1	「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）を活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
67	2	1	女性起業家応援プロジェクト（LED）関西への参画	近畿経済産業局が推進する「女性起業家応援プロジェクト」に、パートナーとして参画し、女性起業家の成長段階に応じた支援策のコーディネートを行う取組を支援する。	産業観光局	産業イノベーション推進室	
68	2	1	京都中小企業扱い手確保・定着支援事業	企業における働き方改革を推進するとともに、働き方改革の取組状況を情報発信することで、地域企業における扱い手確保につなげるため、平成30年から、「京の企業「働き方改革」自己診断制度」を実施している。引き続きこの制度の利用をさらに促進することで、地域企業における働き方改革の主体的な取組を後押しする。	産業観光局	産業企画室	再掲
69	2	1	多様な扱い手活躍プラットフォーム	子育て中の方やケアラー、就職氷河期世代、高齢者など、働きたい意欲はあるが、自身を取り巻く環境や身体的要因等により、就労に当たって課題を抱える求職者と地域企業のマッチングを支援することで、多様な扱い手の活躍と地域企業の扱い手確保を図る。	産業観光局	産業企画室	再掲
70	2	1	中小企業ひと・しごと環境魅力向上支援事業	中小企業等を支える従業員の人材育成や、高齢者、ケアラー、子育て中の方など多様な扱い手が活躍できる就労環境整備等への支援と専門家によるサポートを併せて実施することで、企業の魅力向上と持続的な発展を図る。	産業観光局	産業企画室	再掲

② あらゆる分野における女性活躍の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
71	2	2	家族経営協定の普及	家族経営協定として商工・サービス業や農林業などに従事する女性がその活動に見合う正当な評価を受けることができるルールづくりの必要性について、ホームページなどを通じて周知を行う。	文化市民局	共生社会推進室	
72	2	2	「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進	経済団体等と行政（京都市・京都府・京都労働局）が連携して京都における女性の活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。	文化市民局	共生社会推進室	再掲

③ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
73	2	3	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行	市民・企業という枠を超えて、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を年2回発行する。 ※なお、きょう☆COLORに掲載する内容については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで掲載するため、令和7年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマの内容を掲載するものではない。	文化市民局	共生社会推進室	
74	2	3	企業向け人権啓発講座の開催	人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における人権尊重の気風の醸成を促し、人権文化の息づくまちづくりにつなげるため、経営者層・総務・人事総務担当者、人権研修推進者等を対象とした企業向け人権啓発講座を開催する。 ※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、令和7年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
75	2	3	勤労者情報システム「さわやかわーく」による情報提供	勤労者情報ホームページを運営し、広く市民等に労働に関する基本的知識など必要な情報を提供する。	文化市民局	共生社会推進室	
76	2	3	啓発情報誌等による広報の実施	京都労働局から配布される最低賃金の広報チラシ及び京都府から配布される労働相談の広報チラシ、リーフレットを各区役所・支所等に配布し、市民に広く周知する。	文化市民局	共生社会推進室	
77	2	3	「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進	経済団体等と行政（京都市・京都府・京都労働局）が連携して京都における女性の活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。 企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
78	2	3	勤労者教育事業の実施	常設の夜間学校（各種学校）である京都労働学校において、勤労者向け講座を実施する。（本市及び（公社）京都勤労者学園の共催）	文化市民局	共生社会推進室	
79	2	3	京都中小企業扱い手確保・定着支援事業	企業における働き方改革を推進するとともに、働き方改革の取組状況を情報発信することで、地域企業における扱い手確保につなげるため、平成30年から、「京の企業「働き方改革」自己診断制度」を実施している。引き続きこの制度の利用をさらに促進することで、地域企業における働き方改革の主体的な取組を後押しする。	産業観光局	産業企画室	再掲
80	2	3	多様な扱い手活躍プラットフォーム	子育て中の方やケアラー、就職氷河期世代、高齢者など、働きたい意欲はあるが、自身を取り巻く環境や身体的要因等により、就労に当たって課題を抱える求職者と地域企業のマッチングを支援することで、多様な扱い手の活躍と地域企業の扱い手確保を図る。	産業観光局	産業企画室	再掲
81	2	3	中小企業ひと・しごと環境魅力向上支援事業	中小企業等を支える従業員の人材育成や、高齢者、ケアラー、子育て中の方など多様な扱い手が活躍できる就労環境整備等への支援と専門家によるサポートを併せて実施することで、企業の魅力向上と持続的な発展を図る。	産業観光局	産業企画室	再掲
82	2	3	企業（経営者団体）への要請	雇用主向けに中学校、高等学校及び特別支援学校卒業生の就職に対する配慮を依頼する文書を送付する。	教育委員会	学校指導課	

④ 京都市役所における男女共同参画に向けた取組の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
83	2	4	男女共同参画推進会議の運営	男女共同参画推進のための庁内の横断的組織である男女共同参画推進会議を運営する。また、男女共同参画・真のワーク・ライフ・バランス推進員を対象とした研修を実施する。 男女共同参画推進会議（副市長を議長とした関係局長等で構成） （下部組織） ◆ 幹事会（庶務担当部長等で構成） ◆ 配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議（関係課長等） ◆ 真のワーク・ライフ・バランスの推進に関する庁内会議（関係課長等） ◆ 男女共同参画・真のワーク・ライフ・バランス推進員（各部・室1名の割合で課長補佐以下）	文化市民局	共生社会推進室	
84	2	4	女性職員の管理職等への積極的登用	女性の視点が市政の隅々に行き渡るよう、更なる幹部職員への登用や、より一層の昇任意欲の喚起に取り組む。	行財政局	人事課	
85	2	4	職域拡大の推進	交替制勤務となる指揮隊、消防隊、救急隊及び指令管制業務の女性職員を配置する。これまで、女性職員が担当したことのない職務への登用を推進する。	消防局	人事課	
86	2	4	女性職員の各職種への積極的な登用	女性職員の職域を拡大するために、役付職員をはじめ各職種への積極的な登用を推進する。	交通局	職員課	
87	2	4	女性職員の積極的な任用と指定職員への登用	意欲と能力の高い女性職員を積極的に任用するとともに、より一層の昇任意欲の喚起を行い、女性職員の指定職員（係長級以上）への積極的な登用を推進する。	上下水道局	職員課	
88	2	4	女性職員の管理職等への積極的登用	将来の管理職を担う人材の計画的な育成を行い、積極的な登用や、より一層の昇任意欲の喚起に取り組む。	教育委員会	総務課	
					教育委員会	教職員人事課	

89	2	4	特定事業主行動計画に基づく取組の推進	<p>特定事業主行動計画に基づき、すべての職員が仕事でも家庭でも活躍できる職場づくりを推進する。</p> <p>【行政財政局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや介護と仕事の両立支援（支援制度の周知と意向確認等、経済的な不安軽減、子育て・介護体験談やキャリアのロールモデル等の発信等） ・フレキシブルに働ける環境の整備（チャットツール導入、リモートワーク環境充実等） ・子育てや介護と仕事の両立を後押しする組織風土の醸成 等 <p>【消防局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方の見直し（ICT 等を活用した働き方改革の推進等） ・男性の家庭での活躍推進（男性の育児休業や育児に係る休暇等の取得促進等） ・女性の職場での活躍推進（意欲と能力に応じた人事配置や登用の更なる推進等） ・全般的な意識改革と職場風土の醸成（管理職員の意識改革等） <p>【交通局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革の推進（柔軟な働き方の検討等） ・仕事と子育てが両立できる職場環境づくり（男性の育児休業や育児に係る休暇等の取得促進等） ・女性職員の活躍推進（女性職員の積極的な採用等） <p>【上下水道局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方改革の推進（時間外勤務の管理徹底等） ・仕事とくらしが両立できる職場環境づくり（情報発信と制度周知等） ・女性職員の活躍推進（指定職員への積極的な登用及び柔軟な運用等） <p>【教育委員会（事務局）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方の見直し（ICT 等を活用した働き方改革の推進等） ・男性の家庭での活躍推進（男性の育児休業や育児に係る休暇等の取得促進等） ・女性の職場での活躍推進（意欲と能力に応じた人事配置や登用の更なる推進等） ・全般的な意識改革と職場風土の醸成（管理職員の意識改革等） <p>【教育委員会（学校園）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革の推進 （教育委員会・学校としての取組：学校・幼稚園における働き方改革推進に関する方針に係る取組の推進） ・男性の家庭での活躍推進 （教育委員会としての取組：男性教職員の働き方や家庭生活への参画の在り方を見直すための意識啓発の推進／学校としての取組：男性教職員の育児休業の取得促進） ・母性の保護と女性の職場での活躍推進 （教育委員会としての取組：子育てに関する諸制度の周知／学校としての取組：妊娠・子育てに係る制度の周知や職場環境づくりに向けた取組の充実） ・仕事と子育て・家庭生活の両立に理解ある職場風土の醸成 <p>（教育委員会としての取組：出産・育児等の意識の醸成／学校としての取組：アモーナー希望者への旧姓使用を承認する。）</p>	行財政局 消防局 交通局 上下水道局 教育委員会 教育委員会	人事課 人事課 職員課 企業力向上推進室 総務課 教職員人事課	
			旧姓使用制度の運用 (京都市職員対象)	希望者への旧姓使用を承認する。	行財政局 消防局 交通局 上下水道局 教育委員会 教育委員会	人事課 人事課 職員課 職員課 総務課 教職員人事課	
90	2	4	「学校・幼稚園における働き方改革推進」のための環境整備	学校・幼稚園における働き方改革推進に関する方針のもと、子どもも大人もいきいきと笑顔あふれる学校づくりに向けて、「一人一人の子どもたちを徹底的に大切にする」教育の質の向上を目指すとともに、教員が教職にやりがいや喜びを感じられるよう、京都市立学校園の働き方改革を推進する。	教育委員会	教職員人事課	
91	2	4	次世代育成事業（子育て支援対策）の充実	職員が仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを行う。	交通局	職員課	
92	2	4	出産・子育て支援対策の充実	出産等に関する支援対策の充実を推進しており、「子育て応援ハンドブック」の作成による教職員への制度周知と合わせて、教職員が仕事と出産・子育てを両立できる環境作りを行っていく。	教育委員会 教育委員会	総務課 教職員人事課	
93	2	4					

⑤ 意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
94	2	5	市民参加推進計画の推進	「参加と協働」による市政運営を一層進めるため、「第3期京都市市民参加推進計画」に基づく取組を着実に推進する。 具体的には、附属機関等の公開や市民公募委員の導入及び重要な施策等におけるパブリックコメントの実施や、市政参加とまちづくりのポータルサイト「みんなでつくる京都」における積極的な発信、市民協働ファシリテーターの養成等に引き続き取り組む。	総合企画局	総合政策室（市民協働・公民連携担当）	
95	2	5	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行	市民・企業という枠を超えて、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を年2回発行する。 ※なお、きょう☆COLORに掲載する内容については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで掲載するため、令和7年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマの内容を掲載するものではない。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
96	2	5	企業向け人権啓発講座の開催	人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における人権尊重の気風の醸成を促し、人権文化の息づくまちづくりにつなげるため、経営者層、総務・人事総務担当者、人権研修推進者等を対象とした企業向け人権啓発講座を開催する。 ※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、令和7年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。	文化市民局	共生社会推進室	再掲

⑥ 京都市の附属機関等における男女構成比の均衡の確保

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
97	2	6	「附属機関等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に基づく取組の推進及び女性委員の登用状況についての実情の把握と結果の公表	本市附属機関等における女性の登用状況をとりまとめて公表とともに、女性委員の登用率が低い附属機関等について、女性委員の登用促進を働きかける。	文化市民局	共生社会推進室	
98	2	6	府内情報システムを活用した女性人材情報の提供	附属機関等への女性委員の登用を促進するため、府内イントラネットホームページに、各局等が所管する附属機関等における女性委員の情報（市民公募委員を除く）を掲載する。	文化市民局	共生社会推進室	

施策の方針3 男女共同参画の視点での「市民力・地域力」の向上

① 多様な主体の参画による地域コミュニティの活性化の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
99	3	1	「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）を活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
100	3	1	「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援	企業が「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する際に利用できる助成制度や、社会的責任（C S R）の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」に取り組んでもらえるような実践例について、ポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）等により周知啓発を行う。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
101	3	1	地域コミュニティ活性化施策の推進	地域コミュニティサポートセンターにおける自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けた支援や各種啓発活動、地域活動支援（助成）など、地域住民が主体となって進める活動を支援する。	文化市民局	地域自治推進室（地域づくり推進担当）	
102	3	1	市民ぐるみで健康づくりに取り組む「世界一健康長寿のまち・京都」推進プロジェクト	京都ならではの地域力・文化力の強みを活かした健康づくりを市民ぐるみで推進し、健康寿命を平均寿命に近づけ、笑顔でいきいきと健やかな「健康長寿のまち・京都」の実現を目指す。このため、幅広い市民団体や企業等が参加する「健康長寿のまち・京都市民会議」と連携し、「運動」、「口腔」、「栄養」等に関わる取組や、健康ポイント事業、表彰制度等を通じて、ライフステージ等に応じた健康づくりを市民ぐるみで推進する。	保健福祉局	健康長寿企画課	
103	3	1	P T A活動の促進	人権月間におけるオンライン人権学習会をはじめとする各種研修会などはぐくみ憲章の普及や人権尊重を訴えるための活動を支援する。	教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	
104	3	1	住民主体の避難所運営訓練の実施	各避難所における避難所運営マニュアルに基づき、住民主体の避難所運営訓練の実施と訓練結果等を踏まえた運営マニュアルの充実・見直しを実施する。	行財政局	防災危機管理室	
105	3	1	避難所運営や復旧・復興施策の検討等における男女共同参画の推進	地域女性連合会や男女共同参画推進課職員の検討会への参画を得て策定した女性の視点に配慮した避難所運営マニュアルのひな形を基に、平成26年度末までに全避難所（平成26年度末時点421箇所）におけるマニュアル策定が完了した。令和7年度は、昨年度に引き続き、新規指定された避難所におけるマニュアルの早期策定及び策定したマニュアルに基づく運営訓練の実施、訓練結果を反映したマニュアルの見直しに取り組む。	行財政局	防災危機管理室	
106	3	1	災害への我が事意識を高める防災体験の機会充実	市民防災センターや消防活動総合センターの利用促進を図り、市民の防災体験の機会について充実を図る。	消防局	消防団・自主防災推進室	
107	3	1	若者・女性が活躍し、地域から頼られる消防団活動の更なる充実	若年層、女性、事業所、公務員等をターゲットに消防団への加入を促進するとともに、「消防団充実強化実行チーム」の取組をサポートして消防団の活性化を図る。また、消防団が地域との連携を強化し、効果的な市民指導、実戦的な活動の充実を図る。	消防局	消防団・自主防災推進室	
108	3	1	防災行動マニュアルの運用支援・実践を通じた自主防災組織の更なる防災力向上	自主防災会ごとに策定された防災行動マニュアル（地震、水害、土砂災害）について、同マニュアルに基づく訓練の実践等を通じた内容の見直し、改訂等、運用に係る必要な支援を実施する。	消防局	消防団・自主防災推進室	
109	3	1	年代に応じた防災指導カリキュラムによる幼少年期からの防災指導の推進	若年層を対象に幼年の段階から、年代に応じた防災知識、防災技術を身に着けることができるよう、系統立てた防災指導のカリキュラムを策定し、運用する。	消防局	消防団・自主防災推進室	

② 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
110	3	2	「夏期女性講座」の開催	家庭・地域における男女平等教育・学習の推進に資する講座を社会教育団体と連携して開催する。（全8回のうち4回。残り4回のうち、明るい選挙の推進に資すると認められるものは選挙管理委員会事務局が実施）	文化市民局	共生社会推進室	
111	3	2	男女共同参画センター「交流促進事業」	多様な分野で活動している団体の発表の場を設け、活動の活性化を図るとともに、市民のエンパワーメントの機会として、セミナー、ワークショップ等を開催する。	文化市民局	共生社会推進室	
112	3	2	男女共同参画センター「市民活動サポート事業」	男女共同参画社会の形成に資する市民団体等の活動をサポートする。	文化市民局	共生社会推進室	
113	3	2	人権啓発活動補助金の交付	京都市内の市民団体やN P O法人等が自主的に実施する、人権問題に関する講演会やシンポジウムなどの啓発活動に対し、補助金を交付する。	文化市民局	共生社会推進室	
114	3	2	人権啓発サポート制度	市民や企業が実施する人権に関する研修や啓発活動を、共生社会推進室が窓口となり、関係課との連携の下、研修等の相談、講師の派遣や紹介、ビデオ・D V Dの貸出し、教材等の提供等により支援する。	文化市民局	共生社会推進室	
115	3	2	「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）を活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
116	3	2	男女共同参画市民会議の運営	市民会議委員に啓発講座を受講いただき、啓発誌にコラムを掲載する。	文化市民局	共生社会推進室	
117	3	2	地域コミュニティ活性化施策の推進	地域コミュニティサポートセンターにおける自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けた支援や各種啓発活動、地域活動支援（助成）など、地域住民が主体となって進める活動を支援する。	文化市民局	地域自治推進室（地域づくり推進担当）	再掲
118	3	2	京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり「持続可能なまちづくり支援事業」	各区基本計画に掲げるまちの実現に向け、市民に最も身近な区役所・支所が、区民のニーズを踏まえた事業を実施することにより、京都ならではの地域力を活かした協働型のまちづくりの取組を進める。	文化市民局	地域自治推進室（区政推進担当）	
119	3	2	市民活動センターの管理運営	市民活動総合センター及びいきいき市民活動センター（市内13箇所）において、活動の場を提供するとともに、市民活動に関する情報収集・提供、各種相談、市民活動団体等の育成、交流の場の提供、連携・協働事業等を実施し、多様な市民活動の一層の活発化を図る。	文化市民局	地域自治推進室（市民活動支援担当）	
120	3	2	地域における犯罪及び事故を未然に防止するための生活安全施策の推進	第3次京都市生活安全（防犯・交通事故防止）基本計画に掲げる重点戦略（3つの柱）に基づき、次の取組を推進する。 ・学区の安心安全ネットワークの活動を支援するため、引き続き「学区の安心安全ネット継続応援事業」を行う。 ・多様な人材確保のため、学生防犯ボランティアの支援などを行う。 ・市民に脅威を与える暴力団の不当な影響を排除するための条例に基づく取組を推進する。	文化市民局	くらし安全推進課	
121	3	2	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動の推進	「世界一安心安全 おもてなしのまち京都」を目指し、市民、京都市、京都府警察等の連携の下、地域の特性、課題等に応じた行政区単位の犯罪防止等の取組を京都ならではの地域力・人間力を活かした市民ぐるみの運動として推進する。	文化市民局	くらし安全推進課	
122	3	2	戦略的な消費者教育の推進	自ら考え行動する「自立した消費者」になるため、学校、地域、家庭、職域等の様々な主体が相互に連携しつつも、それぞれの立場において、消費者が、生涯を通じ切れ目なく消費者教育を受けられる機会の充実を図る。	文化市民局	消費生活総合センター	
123	3	2	「エコ学区」ステップアップ事業	地球温暖化対策条例が掲げる2050年C02排出量正味ゼロの実現に向けて、市民が地球温暖化を自分ごととらえ、環境と調和したライフスタイルへの転換に取り組む気運を醸成するため、その推進に不可欠な啓発や環境学習の実施等を通じて、地域コミュニティにおける脱炭素型ライフスタイルへの転換及び家庭部門での温室効果ガス（とりわけC02）排出量削減を促進するものである。令和4年度からは、従来のエコ学区の枠組みを超え、コミュニティの対象を拡大するとともに、学習会中心の支援メニューに加え、市民、コミュニティ、事業者等が連携する取組の創出・実証にも取り組む。また、引き続き、省エネ診断の実施と合わせた学習会の開催などにより、各家庭における省エネ行動の促進を図る。	環境政策局	地球温暖化対策室	

124	3	2	まちの美化推進住民協定締結団体支援制度	町内清掃や門掃き活動をはじめ、飲料容器等のリサイクルなど、地域に根ざした取組のより一層積極的な推進を目指して、町内会や商店街等を単位とした「まちの美化推進住民協定」の締結促進を図るとともに、本市の認定する協定締結団体に対して清掃用具などの支援を行う。	環境政策局	まち美化推進課	
125	3	2	地域コミュニティにおけるごみ減量・分別の推進	ごみ減量・分別の取組を推進するため、地域で「使用済てんぶら油の回収」や、「新聞・雑誌・古着などのコミュニティ回収」を実施する場合に必要経費の助成を行う。	環境政策局	まち美化推進課	
126	3	2	世界の京都・まちの美化市民総行動	市民・事業者・行政との協働により美化活動を実施。6月と11月には、門掃き、ごみのポイ捨て禁止等の呼び掛け、不法投棄、放置自転車、違法駐車、違法広告物等のまちの美観を損なうものの一掃に向けた美化活動を実施する。	環境政策局	まち美化推進課	
127	3	2	友・遊・美化パスポート	市内の観光地や繁華街を散策しながら清掃活動を行う「友・遊・美化パスポート」事業を年間24回程度実施。参加者（毎回60名程度）には、「美化パスポート」を配布し、スタンプ10個ごとに記念品等の贈呈を行う。	環境政策局	まち美化推進課	
128	3	2	地域の多様な魅力と個性を生かした、京都市への定住・移住の支援	移住希望者に向けて、京都で暮らす魅力の情報発信や、「しごと」「すまい」「子育て支援」等に関する相談対応などの移住支援を総合的に行う移住サポートセンター「住むなら京都（みやこ）」を運営し、京都ならではの市民力と地域の多様な魅力と個性をいかして、京都市への移住を促進する。 また、若い世代から選ばれる都市に向け、本市の強みや魅力の発信を強化するため、WEB広告やSNSでの情報発信等、京都市への定住・移住を促進するための効果的かつ総合的なプロモーションを実施する。	総合企画局	人口戦略室	
129	3	2	～ひとごとではなく、「自分ごと」、「みんなごと」として市民・行政が協働！～“みんなごと”のまちづくり推進事業	広く市民の皆様から、京都がもっとくなる、もっと住みやすくなる、まちづくりの取組提案を募集し、「まちづくり・お宝バンク」に登録・公開するとともに、提案の実現や市政への反映に向け、多彩な市民力・地域力を活かした、きめ細かなサポートを実施する。	総合企画局	総合政策室（市民協働・公民連携担当）	
130	3	2	京都学生祭典をはじめ学生の主体的活動と連携した、産業や文化の振興とまちづくりなどの推進	「大学のまち京都・学生のまち京都」の強みを生かし、京都学生祭典をはじめとした様々な学生の主体的活動を支援するとともに、これらの活動と連携し、本市の産業や文化の振興、まちづくりなどの推進に生かしていく。	総合企画局	総合政策室（大学政策担当）	
131	3	2	大学・学生と地域住民・企業等との連携推進	大学や学生が地域と一緒にとなって行うまちづくりや地域活性化の取組を一層推進するとともに、学生と地域企業が協働して、企業が抱える課題解決等のプロジェクトに京都府や大学コンソーシアム京都等と連携し、取り組む。	総合企画局	総合政策室（大学政策担当）	
132	3	2	京都観光サポーター制度	京都の魅力発信や京都観光行動基準（京都観光モラル）の普及・啓発等に取り組むことにより、京都ブランドの向上や持続可能な観光の実現を図る。	産業観光局	観光MICE推進室	
133	3	2	食育指導員活動推進事業	地域に密着した食育推進の担い手となる食育指導員の自主的な活動に係る技術習得のための研修会を行う等、食育指導員による地域活動を支援する。	保健福祉局	健康長寿企画課	
134	3	2	福祉ボランティアセンター事業の充実	学校、福祉施設等との連携による福祉教育の推進、大学との連携による被災地支援や災害への備え、企業・団体等の社会貢献活動の推進、学区社会福祉協議会等との連携による世代間交流の取組等、ライフステージに応じた取組を推進すること等により、幅広い世代の福祉ボランティア活動への参加促進を図る。	保健福祉局	健康長寿企画課	
135	3	2	高齢者が地域の支え手として活躍できる仕組みづくり	より多くの高齢者が地域の支え手としていきいきと活躍できるよう、担い手養成研修を実施するとともに、活動の場の創出を支援する。	保健福祉局 保健福祉局	健康長寿企画課 介護ケア推進課	
136	3	2	青少年活動センターにおける居場所づくりや交流促進による自己成長の支援	青少年活動センターにおいて、同年代・異年齢間の交流促進や各種団体との協働による地域交流事業を充実することにより、青少年の自分づくりのために、多様な生き方や行動の見本となる人と出会える機会を創出する。 また、青少年のボランティア活動への参加促進など、自主的な活動を支援するとともに、青少年のニーズに合った居場所づくりを充実させ、課題を有する青少年の成長を支援する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	

137	3	2	地域景観づくり協議会制度の普及など地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援	地域の特性に応じた住民主体の景観づくり等の取組を推進するため、地域景観づくり協議会制度をはじめとした仕組の活用促進や、地域の景観まちづくりの取組支援や情報交流を推進する。	都市計画局	景観政策課	
138	3	2	京都ならではのすまいや暮らし方等を学ぶ「住教育」及び子どもたちが健やかに育つ住まい方等を創造する「住育」の推進	京都の未来を担う子どもたちが、すまいに関する基礎的な知識・知恵や、京都らしい暮らし方について、様々な機会を通じて学ぶ「住教育」の取組を進める。また、家族の絆や地域とのつながりを大切にした暮らしや、子どもたちが暮らしの中で学び、すこやかに育つすまい方を創造する「住育」の取組を推進する。	都市計画局	住宅政策課	
139	3	2	地域住民、区役所・支所、交通事業者等との協働で進める交通不便地における公共交通の維持・確保	高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の確保や地域の活性化を図るために、公共交通の維持・確保に向けた取組を、住民・事業者・行政が一体となって推進する。	都市計画局	歩くまち京都推進室	
140	3	2	保護者・地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の設置校拡大、協働活動の充実や絆の大切さを実感する地域での体験活動の充実など開かれた学校づくりの更なる推進	地域とともにある学校づくりの実現のため、学校支援活動や学校関係者評価を通して、保護者・地域住民が積極的に学校運営に参画するとともに、共通の目標・ビジョンを共有し、共に「行動」する京都方式による「学校運営協議会」の設置校の拡大及び協働活動の充実を図る。また、各小学校でのクラス名簿の作成を促進するとともに、地域と交流する体験活動の充実等により、子どもたちが地域への愛着や地域の一員としての役割、人と人との絆の大切さを実感する取組を推進する。	教育委員会 教育委員会	学校指導課 生涯学習部 学校地域協働推進担当	
141	3	2	学校での学びを地域・社会の課題解決につなげ、子どもの社会参画の力や政治的教養を育む教育の推進	小中高等学校において、地域・N P O等との連携の下、本市が独自に作成した「政治的教養を育む教育学習指導案集」を活用した実践的な授業、地域や社会での貢献活動やボランティア活動等を推進し、子どもたちの地方自治や政治、選挙に対する関心を高めるとともに、主体的な選択・判断力を高め、他者と協働して様々な課題を解決していく社会の形成者としての資質や能力の育成を図る。	教育委員会 選挙管理委員会事務局	学校指導課 —	
142	3	2	未来にはばたく女性研究集会	地域活動を行う女性を対象に、男女共同参画社会の実現をはじめとする様々な社会的課題解決のため、幅広い視野と必要な知識等の習得を目指す研修事業を実施する。	教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当	
143	3	2	市民スクール2 1	概ね旧小学校区を一単位に、男女共同参画をはじめ、子育て、環境、教育、福祉など、地域固有の様々な課題解決に向けた自主的な学習・実践活動の企画・運営委託を実施する。	教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当	
144	3	2	地域女性教育研修	地域で活躍する女性の育成を目指して研修事業を実施する。	教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当	
145	3	2	学校支援ボランティアのネットワーク化	子どもたちの学習活動を支援する幅広い分野のボランティアを登録し、各学校へ派遣する。	教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	
146	3	2	「京都学生F A S T（京都府）」との連携及び融合	「京都学生F A S T（京都府）」の学生へ京都府と連携し防火・防災研修を実施し、併せて消防団への入団勧奨を行う。	消防局	消防団・自主防災推進室	

③ 防災・復興における男女共同参画の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
147	3	3	男女共同参画センター「防災リーダー育成事業」	災害時に女性のニーズや多様性に対応できる視点を養うとともに、地域のリーダーやキーパーソンとなる人材を育成するため、府市男女共同参画センターの連携の下、「きょうとみんなの防災カード」などを用いて防災リーダー育成事業を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	
148	3	3	避難所運営や復旧・復興施策の検討等における男女共同参画の推進	地域女性連合会や男女共同参画推進課職員の検討会への参画を得て策定した女性の視点に配慮した避難所運営マニュアルのひな形を基に、平成26年度末までに全避難所（平成26年度末時点421箇所）におけるマニュアル策定が完了した。令和7年度は、昨年度に引き続き、新規指定された避難所におけるマニュアルの早期策定及び策定したマニュアルに基づく運営訓練の実施、訓練結果を反映したマニュアルの見直しに取り組む。	行財政局	防災危機管理室	再掲
149	3	3	若者・女性が活躍し、地域から頼られる消防団活動の更なる充実	若年層、女性、事業所、公務員等をターゲットに消防団への加入を促進とともに、「消防団充実強化実行チーム」の取組をサポートして消防団の活性化を図る。また、消防団が地域との連携を強化し、効果的な市民指導、実戦的な活動の充実を図る。	消防局	消防団・自主防災推進室	再掲

④ 生涯学び続けることができる機会の提供

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
150	3	4	文化芸術とくらしを改めて結び付けるための取組	文化芸術の鑑賞者を育成するための初心者向け、上級者向けのレクチャーや劇場、作家の制作場所等を訪ねるツアーを実施する。また、地下鉄などの公共施設、児童館、図書館、病院、企業等において、美術作品の展示、ダンスのワークショップ等を行う。さらに、市職員を対象とした文化芸術に関する研修を実施する等、文化芸術とくらしを結び付けるための取組を実施する。	文化市民局	文化芸術企画課	
151	3	4	文化ボランティアなど社会に還元することができる活動の推進	市民、芸術家、企業等から、文化芸術活動をサポートするボランティアを募集し、一方で文化芸術活動においてサポートを必要とする市民や芸術家の情報を収集、提供して、両者を結びつけることで、より多くの市民等の方々が積極的に文化芸術活動へ参画できるよう図る。	文化市民局	文化芸術企画課	
152	3	4	「地域に根差した暮らしの文化」を通じたまちづくりの推進	各区役所・支所との連携の下、地域住民に対して、日常的に親しまれてきた身近な暮らしの文化に親しみを持ってもらう場、伝統行事等への参加のきっかけを提供する。暮らしの文化を身近に感じられるまちあるきツアーやワークショップの開催等、市民が暮らしの文化に触れ、その価値を見つめ直す機会を創出する。	文化市民局	文化芸術企画課	
153	3	4	ロームシアター京都等を拠点とする「劇場文化」の創造・発信	質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供するとともに、新たな文化創造の拠点として事業を実施することにより、「劇場文化」の創造・発信を行う。	文化市民局	文化芸術企画課	
154	3	4	子どもたちが、芸術家や職人、地域の方から「伝統文化や伝統産業のほんものの魅力」を学ぶ機会の充実	文化活動をされている地域の方々の協力を得た、茶道や華道、和装、京料理、京菓子など、くらしの中に息づく文化に触れる機会づくりにより、子どもたちの学びを更に充実する。併せて、親と一緒に伝統文化等を体験できる機会づくりを進める。また、一流の演者、アーティストや伝統産業に携わる職人等を学校等に派遣して実施するワークショップ、能楽堂など、本格的な文化芸術の舞台での伝統芸能公演鑑賞など、「ほんもの」を体験する機会を創出する。	文化市民局	文化芸術企画課	
					文化市民局	文化財保護課	
					産業観光局	クリエイティブ産業振興室	
					教育委員会	学校指導課	
155	3	4	和装、華道、庭園文化など京都に息づき世界的に評価の高まっている和の文化の振興とユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援	京都に息づき世界的に評価の高まっている和の文化のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援を行う。また、市民が和の文化に触れる機会をつくり、機運を高めるために、学校、保育園、幼稚園など公共施設への和室設置を進め、民間の建物にも奨励するなど、和の文化と伝統産業の振興を行う。	文化市民局	文化芸術企画課	
					産業観光局	クリエイティブ産業振興室	
156	3	4	ワールドマスターズゲームズ2027関西等の大規模国際スポーツ大会と関連した生涯スポーツの振興	ワールドマスターズゲームズ2027関西等の大規模国際スポーツ大会と関連して、スポーツツーリズムの推進、オリンピアン・パラリンピアンによるスポーツ教室等の実施、市民ボランティアのしくみづくり・裾野拡大などに取り組む。	文化市民局	市民スポーツ振興室	
157	3	4	年齢や個性、環境に応じて誰もがスポーツを楽しむ機会の提供	年齢や個性、環境に応じて誰もがスポーツを楽しむ機会を提供するため、体育振興会、スポーツ推進委員会、スポーツ協会、指定管理者、競技団体などのスポーツを支える組織や団体等との連携・協働により、スポーツを楽しむプログラムの提供、ウォーキング等の市民の身近な健康づくりの支援、競技スポーツへの支援とその魅力の活用などに取り組む。	文化市民局	市民スポーツ振興室	

158	3	4	府市協調で進める運動公園の整備などスポーツ施設の充実	京都府と府市協調によるスポーツ大会誘致のための施設整備・改修等に関する検討を進める。	文化市民局	市民スポーツ振興室	
159	3	4	「京都マラソン」の更なる定着・発展	市民ランナーが都大路を駆け抜ける「京都マラソン」を、参加者、応援者、市民が一体となり盛り上がる大会として開催し、市民スポーツの振興、健康増進はもとより、京都経済の活性化、京都ブランドの更なる向上を図る。	文化市民局	市民スポーツ振興室	
			家庭、学校、職場、地域、その他あらゆる場における、ライフステージに応じた環境教育・学習の促進	環境と調和した持続可能な社会を作るうえで最大の鍵となるのが、人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であることから、「京都市環境教育・学習基本指針」に基づき、学校、地域、N P O 、企業、行政等の様々な主体の協働・連携により、あらゆる場において、ライフステージ（幼児、学生、社会人など）に応じた環境教育・学習が実施されるよう、取組を促進する。	環境政策局	環境総務課	
160	3	4	京都観光サポーター制度	京都の魅力発信や京都観光行動基準（京都観光モラル）の普及・啓発等に取り組むことにより、京都ブランドの向上や持続可能な観光の実現を図る。	産業観光局	観光M I C E 推進室	再掲
161	3	4	「あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ」の充実	文化芸術・自然科学・スポーツ・ボランティアなど、京都市内の未就学児や小・中学生及びその保護者等を対象に、市民が企画・実施される京都ならではの多様なジャンルの催しもの情報と本市の子育てに関する取組を掲載し、広報紙やホームページ、SNSにて発信する。	子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	
162	3	4	伝統と文化を次代に受け継ぐ担い手の育成に向けた中高生による「京都検定3級」チャレンジ事業等の推進	小学校で取り組んだ「ジュニア京都検定」を通じて高めた「歴史都市・京都」への興味関心を深化させ、その伝統と文化を次代に受け継ぐ子どもたちを育むため、市内在住・府内在学の中学生及び高校生を対象に、京都商工会議所や事業者と連携して京都検定3級（京都観光・文化検定試験3級）を無償で受験する機会を提供する。	教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	
163	3	4	より質の高い生涯学習事業の推進	社会の変化に対応し、その発展に寄与できる創造と実践の能力を培うための幅広い教養講座「アスニーセミナー」をはじめ、多彩な事業を実施する。	教育委員会 教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当 生涯学習部施設運営担当	
164	3	4	図書の充実や駅等での返却システム構築など利便性向上による一層身近な図書館づくり	図書館に立ち寄ることなく通勤途中で図書が返却できる地下鉄駅等の返却ポストのほか、図書館に来館することなく自身のパソコンやスマートフォンなどで読書を楽しむことができる電子書籍サービスの充実など、さらなる利便性の向上を図る。	教育委員会	生涯学習部施設運営担当	
165	3	4	戦略的な消費者教育の推進	自ら考え行動する「自立した消費者」になるため、学校、地域、家庭、職域等の様々な主体が相互に連携しつつも、それぞれの立場において、消費者が、生涯を通じ切れ目なく消費者教育を受けられる機会の充実を図る。	文化市民局	消費生活総合センター	再掲
166	3	4					

基本目標2 あらゆる暴力が根絶され、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

施策の方針4 DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶

1. 京都市DV対策基本計画

ア 被害者の早期発見及び相談体制の充実

① 京都市DV相談支援センターの相談支援体制の充実

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
1	4-1	ア(1)	京都市DV相談支援センターの運営	DV対策を総合的かつ計画的に進めるため、京都市DV相談支援センターの運営を行う。	文化市民局	共生社会推進室	
2	4-1	ア(1)	緊急ホットライン	京都市DV相談支援センターにおいて、休日、夜間等における緊急の電話対応を行う。	文化市民局	共生社会推進室	

② 被害者の早期発見とニーズに沿った支援の実施

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
3	4-1	ア(2)	女性への暴力相談	ウイングス京都において「女性への暴力相談」を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	
4	4-1	ア(2)	府市合同によるネットワーク京都会議の開催	京都府をはじめ、民間支援団体等との連携を図るため府市合同の「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を開催する。また、3つの実務者会議(啓発・相談・保護自立支援)の開催により、事案に即した具体的な支援策を協議する。	文化市民局	共生社会推進室	
5	4-1	ア(2)	研修の実施	DV被害者の対応を行う可能性のある職員を中心に、DV被害者への対応について理解を深めるための研修等を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	
6	4-1	ア(2)	「配偶者等からの暴力の防止に関する府内会議」の運営	「配偶者等からの暴力の防止に関する府内会議」において情報共有を行うとともに、どの機関においても適切な対応ができるよう、相互連携を図る。	文化市民局	共生社会推進室	
7	4-1	ア(2)	京都市DV相談支援センターと区役所等各関係機関との連携	京都市DV相談支援センターと児童相談所、区役所等の関係機関との連携を一層図る。	文化市民局	共生社会推進室	

③ 男性被害者への支援の手法を検討

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
8	4-1	ア(3)	男性のための電話相談	男女共同参画センターにおいて、男性の相談(DV相談含む)に対応する。	文化市民局	共生社会推進室	
9	4-1	ア(3)	児童虐待防止啓発事業	様々な媒体を利用した広報啓発活動を行うことにより、児童虐待及びその防止の重要性に対する市民の意識の向上を図り、子どもを守り育てる社会の形成に寄与する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
10	4-1	ア(3)	児童虐待対策の機能強化事業	全ての子どもを見童虐待から守るため、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かすとともに、支援の充実を図る。また、児童家庭相談システムの活用による適切な進捗管理及び迅速な情報連携、要保護児童対策調整機関調整担当者研修の実施による専門性の向上を図る。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
11	4-1	ア(3)	急増する警察からの通告への対応のための児童相談所の体制の強化	児童虐待の相談や通告に迅速に対応するため、警察からの通告に対する初期調査や、近隣住民等から寄せられる「いわゆる泣き声通告」等への対応を専任で行う会計年度任用職員(6名)を引き続き配置するなど、相談体制の強化に努める。	子ども若者はぐくみ局	子ども若者未来部児童福祉センター	

④ 加害者更生に関する支援の在り方を検討

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
12	4-1	ア(4)	男性のための電話相談	男女共同参画センターにおいて、男性の相談(DV相談含む)に対応する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲

⑤ 区役所・支所等の職員を対象とした二次的被害を防ぐための研修の実施

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
13	4-1	ア(5)	研修の実施	DV被害者の対応を行う可能性のある職員を中心に、DV被害者への対応について理解を深めるための研修等を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲

イ 関係機関との連携協力の推進

① 個別ケースにおける児童虐待関係機関及びその他関係機関との情報共有

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
14	4-1	イ(1)	「配偶者等からの暴力の防止に関する府内会議」の運営	「配偶者等からの暴力の防止に関する府内会議」において情報共有を行うとともに、どの機関においても適切な対応ができるよう、相互連携を図る。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
15	4-1	イ(1)	京都市DV相談支援センターと区役所等各関係機関との連携	京都市DV相談支援センターと児童相談所、区役所等の関係機関との連携を一層図る。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
16	4-1	イ(1)	府市合同によるネットワーク京都会議の開催	京都府をはじめ、民間支援団体等との連携を図るため府市合同の「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を開催する。また、3つの実務者会議(啓発・相談・保護自立支援)の開催により、事案に即した具体的な支援策を協議する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲

② 児童虐待関係機関職員及びその他関係機関職員に対する研修の実施等による連携の強化

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
17	4-1	イ(2)	研修の実施	DV被害者の対応を行う可能性のある職員を中心に、DV被害者への対応について理解を深めるための研修等を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
18	4-1	イ(2)	京都市DV相談支援センターと区役所等各関係機関との連携	京都市DV相談支援センターと児童相談所、区役所等の関係機関との連携を一層図る。	文化市民局	共生社会推進室	再掲

③ 民間支援団体との連携の強化

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
19	4-1	イ(3)	府市合同によるネットワーク京都会議の開催	京都府をはじめ、民間支援団体等との連携を図るため府市合同の「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を開催する。また、3つの実務者会議(啓発・相談・保護自立支援)の開催により、事案に即した具体的な支援策を協議する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲

ウ 被害者の保護及び自立支援の充実
 ① 緊急避難場所の確保及び避難先での支援の充実

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
20	4-1	ウ(1)	民間緊急一時保護施設（民間シェルター）補助金制度	DV被害者や犯罪被害者等のための民間シェルターを運営する団体に対し家賃に要する費用等を助成する。	文化市民局	共生社会推進室	
21	4-1	ウ(1)	民間シェルタ一事業補助（配偶者暴力被害者等支援交付金）	安全な居場所を一時的に確保しつつ専門的・ニーズに沿った支援を切れ目なく実施している民間団体が先進的な取組を行うことによる経費等について交付金を交付する。	文化市民局	共生社会推進室	
22	4-1	ウ(1)	配偶者等からの暴力被害者等緊急一時避難支援事業費補助金制度	DV被害者等の緊急時における安全の確保を行った場合に、民間シェルタ等を運営する民間団体に対し、生活諸費相当額を助成する。	文化市民局	共生社会推進室	
23	4-1	ウ(1)	母子生活支援施設緊急一時保護事業	夫による遺棄等により基本的な生活条件を失った母子世帯等を緊急的に保護する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
24	4-1	ウ(1)	市営住宅特定目的優先入居（DV被害者）の実施	DV被害者を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。	文化市民局	共生社会推進室	
25	4-1	ウ(1)	市営住宅特定目的優先入居（犯罪被害者等）の実施	犯罪被害者等を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。	文化市民局	くらし安全推進課	
26	4-1	ウ(1)	犯罪被害者等生活資金の給付	犯罪被害（犯罪行為による死亡又は傷害）を原因として生活に困窮することとなった方に一律30万円を給付する（DV防止法第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第10条の規定による命令が発せられている場合を含む）。また、犯罪被害（犯罪行為による死亡又は傷害）を原因として日常生活（家事・介護・保育）の支援を必要とする犯罪被害者等に対して、家事・介護ヘルパーや一時保育などにかかった費用の一部を助成（1時間当たり3,000円上限等）する。併せて、（公社）京都犯罪被害者支援センター内にワンストップ窓口として設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」では、精神医療費の助成事業を実施する。	文化市民局	くらし安全推進課	

② 被害者とその子どもの自立に向けた支援

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
27	4-1	ウ(2)	京都市DV相談支援センターにおける自立支援	自立に向け、情報提供をはじめ医学的、心理学的カウンセリング、同行支援など、被害者に必要な支援を継続的に実施する。	文化市民局	共生社会推進室	
28	4-1	ウ(2)	市営住宅特定目的優先入居（DV被害者）の実施	DV被害者を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
29	4-1	ウ(2)	市営住宅特定目的優先入居（犯罪被害者等）の実施	犯罪被害者等を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。	文化市民局	くらし安全推進課	再掲
30	4-1	ウ(2)	犯罪被害者等生活資金の給付	犯罪被害（犯罪行為による死亡又は傷害）を原因として生活に困窮することとなった方に一律30万円を給付する（DV防止法第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第10条の規定による命令が発せられている場合を含む）。また、犯罪被害（犯罪行為による死亡又は傷害）を原因として日常生活（家事・介護・保育）の支援を必要とする犯罪被害者等に対して、家事・介護ヘルパーや一時保育などにかかった費用の一部を助成（1時間当たり3,000円上限等）する。併せて、（公社）京都犯罪被害者支援センター内にワンストップ窓口として設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」では、精神医療費の助成事業を実施する。	文化市民局	くらし安全推進課	再掲
31	4-1	ウ(2)	児童虐待防止啓発事業	様々な媒体を利用した広報啓発活動を行うことにより、児童虐待及びその防止の重要性に対する市民の意識の向上を図り、子どもを守り育てる社会の形成に寄与する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	再掲
32	4-1	ウ(2)	児童虐待対策の機能強化事業	全ての子どもを児童虐待から守るため、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かすとともに、支援の充実を図る。また、児童家庭相談システムの活用による適切な進捗管理及び迅速な情報連携、要保護児童対策調整機関調整担当者研修の実施による専門性の向上を図る。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	再掲

③ 被害者に配慮した各種制度の運用における個人情報の保護

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考	
33	4-1	ウ(3)	被害者の情報管理の徹底	◆DVセンターにおける相談記録等の個人情報の管理はもとより、被害者支援に係る関係機関との連携においては、被害者の安全に配慮するとともに、徹底した個人情報保護の下、住民基本台帳の閲覧制限などの支援を行う。 ◆配偶者等からの暴力の防止に関する府内会議やドメスティック・バイオレンス対応マニュアルにより、被害者支援に携わる職員のDVに関する理解を高めることで、情報管理の徹底等に努める。	文化市民局	共生社会推進室		

エ 市民への普及啓発

① 様々な手法を活用したDVに関する市民への効果的な普及啓発

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
34	4-1	エ(1)	女性に対する暴力をなくす運動	◆「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）において、市役所、区役所・支所におけるパネル展示等を通じた広報啓発活動を実施する。 ◆期間中、京都府や児童虐待の部署との連携により啓発を行う。 ◆ウィングス京都のパープルリボン月間においてパネル展示等を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	
35	4-1	エ(1)	多言語パンフレットの活用	DV相談のためのチラシ「夫婦や恋人間の暴力に悩んでいるあなたへ」の多言語版の配布等を行う。	文化市民局	共生社会推進室	

② 学校における「性に関する指導」の充実及び若年層向けの啓発

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
36	4-1	エ(2)	交際相手等からの暴力に関する若年層への啓発の推進	◆「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）を中心に、若年層を対象としたパネル展示や啓発冊子の配布を行う。 ◆平成28年度に制作した、中学生及び高校生等を対象としたDVDの使用を働きかけ、若年層におけるデートDVの啓発を実施する。 ◆中学校や高校に専門講師を派遣し、生徒や教師に対してデートDV予防講座を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	
37	4-1	エ(2)	ホームページを通じた情報発信	◆DVに関する総合的な情報を京都市情報館やウィングス京都のホームページで提供し、効果的に発信する。	文化市民局	共生社会推進室	
38	4-1	エ(2)	青少年活動センターにおける啓発、居場所の提供の実施	南青少年活動センターにおいて、10代及び20代の若者を対象に性感染症予防やデートDVの予防のため啓発事業を行う。恋愛やセクシュアルヘルス課題について気軽に相談できる場所を提供する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	再掲
39	4-1	エ(2)	性に関する指導の推進	児童生徒に対して、その発達段階に応じて、人間の性に関する事柄、性行動に伴うリスクを正しく理解させるとともに、その基礎となる自尊感情や人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度等を育成し、人間としての生き方、家庭や社会の一員としてのあり方などについて十分に学ばせ、自他の生命や人格を尊重する態度を養うための性に関する指導を推進する。	教育委員会	体育健康教育室	再掲

③ 児童虐待関係所管課と協力した広報啓発

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
40	4-1	エ(3)	女性に対する暴力をなくす運動	◆「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）において、市役所、区役所・支所におけるパネル展示等を通じた広報啓発活動を実施する。 ◆期間中、京都府や児童虐待の部署との連携により啓発を行う。 ◆ウィングス京都のパープルリボン月間においてパネル展示等を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
41	4-1	エ(3)	ホームページを通じた情報発信	◆DVに関する総合的な情報を京都市情報館やウィングス京都のホームページで提供し、効果的に発信する。	文化市民局	共生社会推進室	
42	4-1	エ(3)	リーフレットの活用	◆DV相談のためのチラシ「夫婦や恋人間の暴力に悩んでいるあなたへ」の多言語版の配布等を行う。	文化市民局	共生社会推進室	

2. セクシュアル・ハラスメントやストーカー、性暴力等の根絶

① 各種ハラスメント防止対策の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
43	4-2	1	男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣	企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ(公財) 京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する(男女共同参画センター内でも定期開催)。 ◆テーマ ○男女共同参画とは ○DVを知る・考える ○ハラスメントを考える ○働くあなたのワークライフバランス ○防災と男女共同参画 ○LGBTってなに?	文化市民局	共生社会推進室	
44	4-2	1	勤労者教育事業の実施	常設の夜間学校(各種学校)である京都労働学校において、勤労者向け講座を実施する。(本市及び(公社) 京都勤労者学園の共催)	文化市民局	共生社会推進室	
45	4-2	1	市職員に対するハラスメント防止対策	ハラスメント防止に向け、研修等の啓発活動を行うとともに、相談窓口において相談を受け付け、相談者の意向を踏まえ、調査や助言等を行う。	行政財政局	コンプライアンス推進室	

② 性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
46	4-2	2	男女共同参画センター「相談事業」	「WINGS京都において、男女の様々な悩みに関する相談を実施する。 (「一般相談(女性のための相談)」、「専門相談(女性への暴力相談、女性のための法律相談、男性のための相談、男性のための電話相談)」)	文化市民局	共生社会推進室	
47	4-2	2	交際相手等からの暴力に関する若年層への啓発の推進	◆「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間(1月12日～25日)を中心に、若年層を対象としたパネル展示や啓発冊子の配布を行う。 ◆平成28年度に制作した、中学生及び高校生等を対象としたDVDの使用を働きかけ、若年層におけるデートDVの啓発を実施する。 ◆中学校や高校に専門講師を派遣し、生徒や教師に対してデートDV予防講座を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
48	4-2	2	性暴力被害者支援事業の実施(「WINGS京都」)	大学生を対象に「性暴力」について学ぶ機会を提供することで、彼らが被害者や加害者にならないための予防教育を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	
49	4-2	2	犯罪被害者等支援策の推進	(公社) 京都犯罪被害者支援センター内にワンストップ窓口として設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を中核として、京都府、京都府警察等の関係機関との連携により、住居の提供やこころのケアなど中長期に渡って途切れない支援を行い、犯罪被害者やその御家族・御遺族の視点に立った各種施策を推進する。また、犯罪被害者等が置かれた立場に関する理解を深めるため、関係機関等と連携しながら、広報・啓発事業を進めていく。 さらに、府域における性被害者支援に特化した総合支援窓口である京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)が市民に認知され、十分な機能を発揮できるよう、市民への周知、広報等に協力していく。	文化市民局	くらし安全推進課	

施策の方針5 さまざまな困難を抱える方への支援

① 高齢者、障害者、外国籍市民等に対する支援の充実

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
50	5	1	男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣	企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ(公財)京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する(男女共同参画センター内でも定期開催)。 ◆テーマ ○男女共同参画とは ○DVを知る・考える ○ハラスメントを考える ○働くあなたのワークライフバランス ○防災と男女共同参画 ○LGBTってなに?	文化市民局	共生社会推進室	再掲
51	5	1	不安を抱える女性を対象とした支援	不安や困難・課題を抱える女性を対象とし、京都市男女共同参画センター(ウイングス京都)において相談窓口を運営し、不安を抱える女性が相互に支え合い社会とのつながりを回復していく場を提供することと併せて、女性の就業支援に取り組む。	文化市民局	共生社会推進室	
52	5	1	ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)	所定の場所にごみを排出することが困難な要介護高齢者等への生活支援として、5種類のごみ(燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属類・スプレー缶、雑がみ)について、自宅の玄関先まで出向いて収集を行う。	環境政策局	まち美化推進課	
53	5	1	京都市外国籍市民総合相談窓口における相談事業等の実施	外国籍市民等を対象とした各種相談事業を実施するほか、「京都市生活ガイド」(5言語)をはじめ、各種情報をホームページなどで提供する。	総合企画局	国際交流・共生推進室	
54	5	1	はあと・フレンズ・プロジェクトをはじめ障害のあるひとへの就労支援の更なる推進	障害のある人が、社会的に自立し、かつ生きがいを持って働くことができる社会の実現に向けて、引き続き、オール京都体制での就労支援、一般就労の促進、重度障害のある人が就労できる支援体制の充実、職場定着に向けた支援、福祉的就労の底上げを図る。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	
55	5	1	障害のあるひとへの24時間相談体制の確立	全市・全ての障害のある人等を対象とした京都市障害者休日・夜間相談受付センターを1箇所設置し、土日祝日等の終日及び平日の夜間・早朝時間帯の電話・FAXによる相談を受け付ける。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	
56	5	1	グループホームをはじめ障害のあるひとが地域で安心して暮らせる施設の設置の促進	障害のある人が地域の中で自立した生活を送るために重要な役割を果たしている障害者グループホーム等、障害のある人が身近に利用できる施設の設置を促進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	
57	5	1	高齢者の生きがいづくりや就労の推進	高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に活かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターに対する支援を行うことにより、高齢者の多様な生きがいづくりや就労の推進に取り組んでいく。	保健福祉局	健康長寿企画課	
58	5	1	高齢者が住み慣れた地域で、医療や介護等のサービスを切れ目なく提供する「京都市版地域包括ケアシステム」の構築	医療、介護等のあらゆる関係者が参画する支援ネットワークである「地域ケア会議」について、これまでの学区や区域、市域を単位としたものに加え、日常生活圏域を標準とした会議を設置するなど、地域のネットワーク構築はもとより、地域で必要とされるサービスの把握や対応等に取り組むとともに、分野ごとのネットワークとの連携・情報共有を図り、京都市版地域包括ケアシステムの構築を一層進める。	保健福祉局	健康長寿企画課	
59	5	1	地域社会の理解を醸成しながら、社会全体で「気づき」「つなぎ」「支える」、支援の受け手を中心としたひきこもり支援の推進	・相談しやすい全年齢型の相談窓口による充実した取組 ・ひきこもり地域支援センターと関係機関とが連携した組織的な取組の強化 ・区役所・支所保健福祉センターを核とした支援体制の構築 ・「よりそい支援員」による本人に寄り添う伴走型支援の充実 ・ひきこもりに関する社会資源の更なる拡充 ・支援機関同士の連携を図るネットワークの構築	保健福祉局	健康長寿企画課	
60	5	1	高齢・障害外国籍市民の福祉サービス利用に関する相談	言葉や日常生活習慣の違いのために福祉サービスの利用が困難な外国籍の高齢者や障害のある方に対して、外国語の話せる支援員が訪問・電話相談等を行い、福祉サービスの利用を支援する。	保健福祉局	介護ケア推進課	
61	5	1	高齢や障害のために、地域での生活に不安のあるひとの権利を守る「成年後見支援センター」・「日常生活自立支援事業」による権利擁護の推進	認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の方々など、判断能力が不十分な方々の地域生活を支えるため、成年後見支援センターにおいて成年後見制度の普及啓発、相談対応、日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行支援など、総合的な権利擁護を推進するとともに、国基準に基づく各区社会福祉協議会の人員増により運営体制を強化し、日常生活自立支援事業の推進を図る。	保健福祉局	介護ケア推進課	
62	5	1	単身高齢者万一あんしんサービス事業	身寄りのない低所得の単身高齢者が亡くなつた後の残置物処理や葬祭執行等の高齢者自身の不安を解消するため、利用者、京都市社会福祉協議会及び葬儀社の三者で、生前の死後事務委任契約に基づき、亡くなられた後の葬祭執行等を行う。	保健福祉局	介護ケア推進課	
63	5	1	ケアラー支援に係る普及啓発・機運醸成の取組	「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」の制定を契機として、社会全体におけるケアラー支援に関する機運の醸成を図るとともに、支援を必要とするケアラーの早期把握と適切な支援につながるよう、広く市民に対して周知啓発・情報発信に取組む。	保健福祉局	保健福祉総務課	

64	5	1	母子保健通訳派遣事業	外国人等で日本語によるコミュニケーションをとることが難しい母親のうち、周囲に支援者がいない対象者に対し、区役所・支所子どもはぐくみ室及び京北出張所におけるすべての母子保健事業に通訳派遣を委託した事業者等から通訳者を派遣することにより、育児不安を軽減し、安心して子育てができるように支援する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
65	5	1	総合支援学校高等部生徒の自立と社会参加を目指したキャリア教育・就労支援の推進	総合支援学校高等部生徒の企業等への就労に向け、学校での学びを企業や関係団体との連携による長期的・計画的な実習と組み合わせることにより、企業等で活躍できる生徒を育成する「デュアルシステム」の更なる充実を図るとともに、高等部職業学科を中心地域との協力・協働のもとキャリア教育を推進する。	教育委員会	総合育成支援課	
66	5	1	高齢者及び障害者等の住宅確保要配慮者に配慮した住宅の普及促進や賃貸住宅へ円滑に入居するための支援の充実	不動産関係団体及び福祉関係団体との協働により、住宅と福祉の両面から、高齢者及び障害者等の住宅確保要配慮者の入居を担まない民間の賃貸住宅の普及を促進とともに、高齢者及び障害者等が安心してこれらの住宅に入居できるよう、住宅情報の提供を行う。さらに、単身高齢者等に低廉な空き物件の紹介と日常的な生活相談や見守り等を行う高齢者住まい・生活支援事業について、事業内容の検証等を行い、継続的・発展的に取り組める、持続可能な事業スキームを構築する。	都市計画局	住宅政策課	
67	5	1	京都市女性のための相談支援センター「みんと」の運営	性被害や家庭問題、生活困窮等の様々な困難を抱える女性への包括的な支援を行うため、京都市女性のための相談支援センター「みんと」の運営を行う。	文化市民局	共生社会推進室	
68	5	1	民間団体との協働による若年被害女性等支援事業	様々な困難を抱えた女性、特に若年女性について、問題が深刻化する前の早期発見から必要な支援につなぎ、自立して暮らすことができる社会を実現するため、民間の女性支援団体と連携し、①夜間の見回りによる相談支援を行うアウトリーチ支援、②一時的な居場所の提供による相談支援、③一定期間継続的な支援が必要な方への自立に向けた支援をセットで、3年間のモデル事業として実施する。	文化市民局	共生社会推進室	

② ひとり親家庭の生活の安定と自立促進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
69	5	2	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭の児童及び母又は父等の医療費の一部を支給する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
70	5	2	ひとり親家庭支援センター運営	ひとり親世帯の就業・自立に係る相談や技能習得を図り、ひとり親相互の交流を深める施設として運営する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
71	5	2	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の方が、就職活動、疾病、出張等により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員の派遣等を行うことにより日常生活の支援を行う。また、未就学児又は小学生を養育しているひとり親家庭については、帰宅時間が遅くなる等、就業を理由として定期的に家事援助、保育サービスを提供する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
72	5	2	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金等事業）	ひとり親家庭の親が技能習得を行なう際に給付金を支給する。 (これまで母子家庭の母のみを対象としていたが、平成25年度から、父子家庭の父にも拡大)	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
73	5	2	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭や寡婦の方の経済的自立を支援し、生活の安定や子どもの福祉の増進を図るために、各種資金の貸付けを行う（平成26年10月から父子家庭にも対象を拡大）	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
74	5	2	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童が高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む。）を受講する場合に受講費用の一部を支給する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
75	5	2	市営住宅特定目的優先入居（ひとり親世帯）の募集	市営住宅の入居者募集の際に、ひとり親世帯の優先募集枠を設ける。 (事業は子ども若者はぐくみ局が担当し、保健福祉センター等が窓口)	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
76	5	2	ひとり親家庭に対する相談・支援の強化	ひとり親家庭に対する相談・支援について、京都市ひとり親家庭支援センターや各種支援策の認知度向上に向け、情報誌の発行、ホームページや、区役所・支所におけるチラシ配布等による情報発信を行う。また、ひとり親家庭への子育て支援や生活支援とともに就業支援や養育費の確保も含めた経済的基盤の充実に向けた取組等を推進する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	

③ 性の多様性や性的少数者に関する理解の促進と困難の解消に向けた支援

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
			L G B T等の性的少数者に係る取組の推進	L G B T等の性的少数者の方が安心して、生き生きと暮らせるように、引き続き、市民や企業等に対する意識啓発に取り組むとともに、国や他都市の取組状況も調査、研究しながら、課題の解決に向け、パートナーシップ宣誓制度の更なる活用などについて検討を行う。 また、「誰ひとり取り残さない」共生社会の実現を目指して、性の多様性の理解と性的少数者の社会参加の促進に資する取組として、啓発事業、性的少数者の意見交換等の交流の「場」としてのコミュニティースペースの実施等を行う。	文化市民局	共生社会推進室	
77	5	3					

基本目標3 誰もが人権を尊重され、また健康的に暮らせる社会の実現

施策の方針6 人権尊重に向けた広報・啓発及び教育

① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
1	6	1	女性に対する暴力をなくす運動	<ul style="list-style-type: none"> ◆「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）において、市民しんぶんや市役所・区役所・支所におけるパネル展示等を通じた広報啓発活動を実施する。 ◆期間中、京都府や児童虐待の部署との連携により啓発を行う。 ◆ウイングス京都のパープルリボン月間においてパネル展示等を実施する。 	文化市民局	共生社会推進室	再掲
2	6	1	交際相手等からの暴力に関する若年層への啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）を中心に、若年層を対象としたパネル展示や啓発冊子の配布を行う。 ◆平成28年度に制作した、中学生及び高校生等を対象としたDVDの使用を働きかけ、若年層におけるデートDVの啓発を実施する。 ◆中学校や高校に専門講師を派遣し、生徒や教師に対してデートDV予防講座を実施する。 	文化市民局	共生社会推進室	再掲
3	6	1	男女共同参画センター「情報提供事業」	啓発誌「男女共同参画通信」等の作成・配布を行うほか、ウイングス京都のホームページやメールマガジン等において男女共同参画に関する様々な情報を提供する。図書情報室における男女共同参画に関する資料の収集・提供を行うとともに、市図書館との連携・協働により、各図書館において、図書情報室の専門性をいかした男女共同参画に関する企画展を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	
4	6	1	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行	<p>市民・企業という枠を超えて、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を年2回発行する。</p> <p>※なお、きょう☆COLORに掲載する内容については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで掲載するため、令和7年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマの内容を掲載するものではない。</p>	文化市民局	共生社会推進室	再掲
5	6	1	男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣	<p>企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ(公財)京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する（男女共同参画センター内でも定期開催）。</p> <p>◆テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画とは ○DVを知る・考える ○ハラスメントを考える ○働くあなたのワークライフバランス ○防災と男女共同参画 ○LGBTってなに？ 	文化市民局	共生社会推進室	再掲
6	6	1	「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイト（京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB）を活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
7	6	1	「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進	女性活躍や男性の家事・育児参画を促進するための講座やセミナー等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図る。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
8	6	1	男女共同参画センター「学習・研修事業」	男女共同参画に関する基礎的な内容を学ぶ講座や、共同参画の視点を持った生涯学習に関する講座、大学・企業等との連携講座を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
9	6	1	企業向け人権啓発講座の開催	<p>人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における人権尊重の気風の醸成を促し、人権文化の息づくまちづくりにつなげるため、経営者層・総務・人事総務担当者、人権研修推進者等を対象とした企業向け人権啓発講座を開催する。</p> <p>※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関する各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、令和7年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。</p>	文化市民局	共生社会推進室	再掲
10	6	1	図書館サービスの提供	京都市文化市民局と連携し、各図書館で男女共同参画の更なる啓発を目的とした企画展示を実施する。	教育委員会 文化市民局	生涯学習部 施設運営担当 各図書館 共生社会推進室	
11	6	1	家庭での家事・子育て、仕事、地域活動など、女性の様々な“輝き方”的情報発信	家事・子育て、仕事、地域活動などにおいて女性などが活躍する姿を移住ポータルサイト「住むなら京都（みやこ）」で発信するとともに、子育てや様々な活動に役立つ情報も併せて発信する。		総合企画局 人口戦略室	

② 男女共同参画に関する調査・研究の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
12	6	2	男女共同参画センター「調査研究事業」	京都市の男女共同参画推進における課題を検討分析し、市民ニーズを把握することで、施策の検討等に京都市の特性を活かせるよう調査研究を行う。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
13	6	2	女性の人権問題の研究	世界人権問題研究センターにおいて、女性の人権について、労働、教育、歴史、宗教、法律などの分野にわたり学際的な視点から共同研究を行い、あわせてアジアの女性の人権と開発についても、調査研究を行う。	文化市民局	共生社会推進室	

③ 京都市男女共同参画センター(ウィングス京都)を拠点とした啓発

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
			男女共同参画センター「情報提供事業」	啓発誌「男女共同参画通信」等の作成・配布を行うほか、ウィングス京都のホームページやメールマガジン等において男女共同参画に関する様々な情報を提供する。図書情報室における男女共同参画に関する資料の収集・提供を行うとともに、市図書館との連携・協働により、各図書館において、図書情報室の専門性をいかした男女共同参画に関する企画展を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
14	6	3	男女共同参画センター「学習・研修事業」	男女共同参画に関する基礎的な内容を学ぶ講座や、共同参画の視点を持った生涯学習に関する講座、大学・企業等との連携講座を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	再掲
			男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣	企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ(公財)京都市男女共同参画推進会員を講師として派遣し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する(男女共同参画センター内でも定期開催)。 ◆テーマ ○男女共同参画とは ○DVを知る・考える ○ハラスメントを考える ○働くあなたのワークライフバランス ○防災と男女共同参画 ○LGBTってなに?	文化市民局	共生社会推進室	再掲
15	6	3					
16	6	3					

④ 学校や地域、家庭が一体となった教育の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
17	6	4	地域コミュニティ活性化施策の推進	地域コミュニティサポートセンターにおける自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けた支援や各種啓発活動、地域活動支援(助成)など、地域住民が主体となって進める活動を支援する。	文化市民局	地域自治推進室 (地域づくり推進担当)	再掲
			学校における男女平等(ジェンダーバイアスの解消を含む)教育の推進	男女平等に関わる教育の視点からの教育活動の見直し及び校内研修の実施を推進するとともに、人権教育に関する教職員研修の充実を図る。	教育委員会	学校指導課(多文化共生教育・社会連携担当)	
18	6	4			教育委員会	総合教育センター	
19	6	4	「隠れたカリキュラム」に関する研究・啓発の推進	管理職や教職員への研修において、男女平等に関わる教育をはじめ、様々な人権教育研修を実施し、認識の深化と指導力の向上を図る。	教育委員会	学校指導課(多文化共生教育・社会連携担当)	
			学校・家庭・地域が連携した啓発活動の推進	本市の学校教育の取組の重点を示す「学校教育の重点」に人権教育の推進について記載しており、保護者にもホームページなどを通じて、内容を周知している。PTA活動では人権月間におけるオンライン人権学習会、各PTA活動における研修会などにおいて、啓発活動を推進する。	教育委員会	学校指導課(多文化共生教育・社会連携担当)	
20	6	4			教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	
21	6	4	家庭教育講座の充実	今日の教育課題や学校・地域の実情に即したテーマを定めた学習会を実施する。	教育委員会	生涯学習部 学校地域協働推進担当	

⑤ 性に関する多様な悩みを解決するための相談

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
22	6	5	男女共同参画センター「相談事業」	ウイングス京都において、男女の様々な悩みに関する相談を実施する。 (「一般相談（女性のための相談）」、「専門相談（女性への暴力相談、女性のための法律相談、男性のための相談、男性のための電話相談）」)	文化市民局	共生社会推進室	再掲
23	6	5	京都市男女共同参画苦情等処理制度の運用	京都市男女共同参画推進条例に基づく苦情・要望等処理制度により、性別による人権侵害と認められる行為や本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関する苦情や要望について、適切な処理を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	
24	6	5	京都市民法律相談	京都市民法律相談（夜間電話相談を含む）を消費生活総合センター及び区役所・支所で実施する。	文化市民局	消費生活総合センター	
25	6	5	消費生活相談体制の充実・強化	情報通信技術の高度化や、社会経済情勢の変化による消費者の多様化・複雑化に伴う相談内容の多様化・複雑化に的確に対応できる仕組みを整備し、消費者被害の救済について積極的に対応するとともに、トラブルに遭った際にすぐ相談できるよう、消費生活総合センターの認知度の向上に取り組む。	文化市民局	消費生活総合センター	
26	6	5	きょう ほっと あした ～くらしとこころの総合相談会～	様々な悩みを抱える市民に寄り添い、1つの会場でいすゞの相談員がお話を傾聴し、今後の暮らしやこころのあり方等を一緒に考える機会とする。 (1) 弁護士・司法書士による暮らしの相談 (2) 心理士によるこころの相談 (3) 僧侶によるいのちの相談 (4) 職場のメンタルヘルス相談（京都産業保健総合支援センター産業カウンセラー） (5) 保健師によるからだとこころの健康相談 (6) 自死遺族、遺族相談（自死遺族サポートチーム） ※ 一人につき概ね40分程度 ※ 相談無料	保健福祉局	こころの健康増進センター	
27	6	5	地域社会全体で取り組む自殺総合対策の推進	「きょう いのち ほっと プラン（京都市自殺総合対策推進計画）」に基づき、自殺予防週間及び自殺対策強化月間における重点的な普及啓発をはじめ、「きょう・こころ・ほっとでんわ」等の地域における相談体制を維持し、地域で気づきと見守りの中心的役割を担うゲートキーパーの養成等の様々な社会的要因を踏まえた総合的な自殺総合対策を推進し、家庭、学校、職場、民間団体等と連携した地域社会全体の取組として、自殺者数の減少を図る。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	
28	6	5	親と子のこころのほっとライン	子育てや親子の関係、友人関係、学校のこと等、様々な悩みに直面しながら、身近に相談できる相手がなく、一人で悩んでいる「親」と「子」を対象に、研修を受けたボランティアが電話相談に当たり、子育て支援並びに子ども達の健全育成を図るとともに相談員の生涯学習に寄与する。（「親と子のこころの電話」と「子育てほっとダイヤル（こどもみらい館）」を統合し、令和2年4月1日から実施）	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	
29	6	5	温もりのある地域づくり推進事業	隣のおばちゃんとして地域社会における支えとしての温もりの電話相談事業を運営する。（相談：生活の知恵、人間関係、子育てなど）	教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進担当	

施策の方針7 性に関する理解・尊重と、心と体の健康づくり

① 性に関する情報提供・相談

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
30	7	1	性感染症等の予防・相談	性感染症やHIV/エイズについての予防知識の普及啓発や相談を実施する。	保健福祉局	医療衛生企画課	
			性感染症・HIV（エイズ）の検査体制の充実	HIV/エイズや性感染症について不安のある方に対し、検査を実施する。 平日昼間検査（委託医療機関） 週1回（月曜日） 平日夜間検査（委託医療機関） 月2回（月曜日） 土日検査（委託医療機関） 土曜又は日曜のいずれか月4回	保健福祉局	医療衛生企画課	
31	7	1	青少年活動センターにおける啓発、居場所の提供の実施	南青少年活動センターにおいて、10代及び20代の若者を対象に性感染症予防やデートDVの予防のため啓発事業を行う。恋愛やセクシュアルヘルス課題について気軽に相談できる場所を提供する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	再掲
32	7	1	SNS等を活用した相談支援	SNS等を活用し、妊娠・出産・子育て、不妊や不育、予期せぬ妊娠等に関する相談ができる。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	

② 人権尊重の精神に基づく性教育の推進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
			性に関する指導の推進	児童生徒に対して、その発達段階に応じて、人間の性に関する事柄、性行動に伴うリスクを正しく理解させるとともに、その基礎となる自尊感情や人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度等を育成し、人間としての生き方、家庭や社会の一員としてのあり方などについて十分に学ばせ、自他の生命や人格を尊重する態度を養うための性に関する指導を推進する。	教育委員会	体育健康教育室	再掲

③ 男女それぞれに特有な病気の予防対策

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
35	7	3	乳がん検診 子宮頸がん検診	40歳以上の女性市民（ただし、子宮頸がん検診は20歳以上）を対象に検診を実施する。（受診間隔は2年に1回）	保健福祉局	健康長寿企画課	
36	7	3	乳がん啓発活動の実施	専門医やNPO、企業、学生、行政等が連携して、乳がんの早期発見・早期治療を啓発する「ピンクリボン活動」に取り組んでおり、京都市もその活動に参画し、乳がん罹患に関するプレスト・アウェアネスの啓発や、乳がん検診の受診率の向上に努める。	保健福祉局	健康長寿企画課	
37	7	3	前立腺がん検診	50歳以上の男性市民を対象に検診を実施する。（受診間隔は2年に1回）	保健福祉局	健康長寿企画課	
38	7	3	がん検診推進事業	新たに対象年齢になる方（子宮頸がん：20歳、乳がん：40歳）に対して、本市のがん検診を無料で受診できる「無料クーポン券」を配布する。 また、国民健康保険加入全世帯に対して、「がん検診ガイド」を送付し、子宮頸がん検診・乳がん検診をはじめとした、各種がん検診の受診率の向上に努める。	保健福祉局	健康長寿企画課	
39	7	3	子宮頸がん予防接種	定期接種の対象となる小学6年生から高校1年生相当の女性に対して、予防接種法上の定期接種を実施する。また、全国的に積極的な勧奨が差し控えられていたことにより、接種機会を逸した可能性のある平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性に対して、救済措置としてキャッチアップ接種を実施する。	保健福祉局	医療衛生企画課	
40	7	3	子宮頸がん予防啓発活動の実施	京都新聞が実施する「女性のための健康づくりキャンペーン」に併せて、本市の子宮頸がん検診の広報や、専門医による子宮頸がんの早期検診・早期発見・早期治療のための普及啓発活動を実施する。	保健福祉局	健康長寿企画課	
41	7	3	骨密度測定の実施	地域のイベント等に出向いて、骨密度測定を実施し、骨粗しょう症予防について普及・啓発を行う。	保健福祉局	健康長寿企画課	

④ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
42	7	4	こころの健康増進センターでの相談事業	医師、心理士、精神保健福祉士、精神保健福祉相談員等によるこころの健康に関する相談を実施する。（電話又は来所）	保健福祉局	こころの健康増進センター	
43	7	4	精神保健福祉相談	区役所・支所保健福祉センター障害保健福祉課において、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等によるこころの相談を実施する。	保健福祉局	こころの健康増進センター	
44	7	4	青年期健康診査	18歳から39歳までの市民で、会社等で健康診査を受ける機会のない方を対象に健康診査を実施する。	保健福祉局	健康長寿企画課	
45	7	4	スクールカウンセラーの全市立学校園等への配置	全市立学校園等にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	教育委員会	生徒指導課	
46	7	4	心の健康に関する学校教育の取組	各学校において、体育科・保健体育科の授業の中で、心と体の関わりについて理解を深め、不安や悩み、ストレスに対処できる力を育む指導を学習指導要領に基づき実施する。	教育委員会	体育健康教育室	

⑤ 妊娠・出産期における健康管理の支援

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
47	7	5	成人・妊婦歯科相談	妊娠婦及び18歳以上の市民を対象に、歯科医師・歯科衛生士による歯科健診・相談・指導を実施する。 ※妊婦歯科健診事業の開始（R7秋以降）に伴い、「成人歯科相談」へ変更予定。	保健福祉局	健康長寿企画課	
48	7	5	ふれあいファミリー食セミナー（プレママ・パパコース）	出産を控えた夫婦を対象に、妊娠期に必要な栄養の知識とそれらを日常の食生活で摂取する方法について、旬の食材や身近な食材を用い、調理実習を通じて学習する。	保健福祉局	健康長寿企画課	
49	7	5	妊婦・パートナー歯科健診	妊婦・妊婦のパートナーを対象に、地域の指定医療機関で歯科健診を実施する。 ※R7秋以降に開始予定。	保健福祉局	健康長寿企画課	
50	7	5	風しん抗体検査	妊娠を希望する女性等を対象に、風しん予防対策の一環として協力医療機関において無料で抗体検査を実施する。	保健福祉局	医療衛生企画課	
51	7	5	風しん予防接種の一部公費負担の実施	風しん抗体検査の結果、抗体が十分でないと判定された、妊娠を希望する女性等を対象に、風しん予防接種の一部公費負担を実施する。（使用ワクチンはMR（麻しん風しん混合ワクチン）及び風しん単独ワクチン）	保健福祉局	医療衛生企画課	
52	7	5	母子健康手帳	各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室及び京北出張所で母子健康手帳、妊産婦健康診査受診券及び予防接種受診券を交付する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
53	7	5	妊娠高血圧症候群等対策	母子健康手帳の「妊娠高血圧症候群（疑）連絡票」によって届け出た妊産婦に対し、子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問指導を実施する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
54	7	5	妊産婦健康診査	母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査受診券を併せて交付し、妊娠期間中1・4回分の妊婦健康診査（多胎妊娠の場合は追加交付）及び産後概ね1か月で行う産婦健康診査の受診について公費負担を行う。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
55	7	5	すくすく子育て情報発信事業	妊婦にやさしい環境づくりのシンボルマークである「マタニティ・マーク」を使用し、公共機関等において妊婦に対する社会的配慮についての普及啓発を行うほか、「マタニティ・マーク」を使用した「プレママバッジ」と妊娠中の子育て情報をまとめた冊子「赤ちゃんといっしょ」を、母子健康手帳と併せて妊婦に交付する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
56	7	5	親子の健康づくり講座（プレママ・パパ教室）	妊婦とその家族を対象として、先輩ママ・パパとの交流、育児・栄養・歯科保健等に関する講習等を実施する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	

⑦ 乳幼児のすこやかな発育・発達の支援

No.	施策の方針	推進施策	事業名	令和7年度事業概要	所管局	課等	備考
57	7	6	ふれあいファミリー食セミナー（すくすくコース・わんぱくコース）	すくすくコース 乳児の保護者を対象に、子どもの発達発育に合わせた離乳食の進め方等の講話、デモンストレーション、個別相談等を行う。 わんぱくコース 幼児及びその保護者を対象に食材学習及び調理実習を行う。	保健福祉局	健康長寿企画課	
58	7	6	乳幼児歯科相談	0歳から就学前の乳幼児を対象に、歯科医師と歯科衛生士による歯科健診や相談・指導を実施する。（予約制）	保健福祉局	健康長寿企画課	
59	7	6	京都市急病診療所等の運営	休日等の初期救急医療に対応するため、急病診療所（小児科、内科、眼科、耳鼻咽喉科）（中京区）及び休日急病歯科中央診療所（中京区）を運営する。	保健福祉局	医療衛生企画課	
60	7	6	親子の健康づくり講座（親子で楽しむ健康教室）	乳幼児とその保護者を対象として、乳幼児期からの生活習慣病対策、家族や地域ぐるみの健康づくり等を目的とした講座等を実施する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
61	7	6	京（みやこ）あんしんこども館（子ども保健医療相談・事故防止センター）の運営	子どもの病気や発育といった育児における悩みや不安についての小児科医等による保健医療相談や、子どもの心肺蘇生講習会や自転車用ヘルメットとチャイルドシートの使用講習会の開催、家庭を再現したモデルルーム等を活用した子どもの事故防止の普及・啓発等を実施する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
62	7	6	親子すこやか教室	乳幼児健康診査等から把握した、子どもの発達や子育てに不安や悩みを感じ、心理的負担の強い保護者とその子どもを対象としてグループワークや交流を行う。集団活動の場を通して体験の場を提供しながら継続的な支援を行うことで、乳幼児の健全な発育・発達の促進を図る。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
63	7	6	乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	生後4か月、8か月、1歳6か月、3歳の乳幼児を対象に、健康診査、保健指導を実施する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
64	7	6	新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問し、育児に必要な保健指導を行う。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	再掲
65	7	6	新生児聴覚検査費助成事業	先天性難聴の早期発見・早期療育のため、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
66	7	6	1か月児健康診査費助成事業	赤ちゃんの発育・発達を把握し、先天性の病気等の有無の確認を行うため、医療機関で実施する1か月児健康診査に係る費用の一部を助成する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	
67	7	6	乳幼児関係者に対する救命講習の実施	乳幼児が事故等により呼吸や心臓が止まった時、救急車が到着するまでの間に、そばに居合わせた人による応急手当が実施できるよう心肺蘇生法等の救命講習を実施する。	消防局	教育管理課	

京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の今後の方針（案）について

京都市男女共同参画センター（以下「ウィングス京都」という。）は、京都市の男女共同参画の推進拠点として、併設する京都市中央青少年活動センター（以下「中央青少年活動センター」という。）とともに、市民の皆様に御利用いただいている。

一方、開館から約 30 年が経過し、社会環境が大きく変化する中、市民ニーズが多様化しており、更なる男女共同参画の取組の推進を図るために、これから時代を見据え、魅力あふれる施設を目指していく必要があります。

今回、令和 4 年度に実施した、サウンディング型市場調査の結果等も踏まえ、以下のとおり、ウィングス京都の今後の方針（案）をお示しし、取組を進めてまいりますので御報告いたします。

1 ウィングス京都を取り巻く状況

- (1) ウィングス京都は、男女共同参画に関する講座や相談事業の実施、図書情報室をはじめとする男女共同参画に関する様々な施策の取組の情報収集・提供、女性グループ・団体等の自主的活動の場の提供などの機能を有し、多くの市民が利用している。
- (2) 平成 6 年の設置から約 30 年が経過し、人口減少や少子高齢化、人生 100 年時代の到来、デジタル化の進展、コロナ禍における女性の貧困問題など社会環境は大きく変化し、市民ニーズも多様化してきている。

2 施設の利用状況等

- (1) コロナ禍において来館者数が一時減少したものの、徐々に回復しつつある状況。

○ 来館者数

	R 元	R2	R3	R4	R5
来館者数（人）	436,987	236,428	222,035	325,812	347,308

※ 中央青少年活動センター等への来館者も含む。

- (2) 利用者の年齢層は 40 代以上の方が多く、若年層の利用が少ない状況。立地の良さや中央青少年活動センターが併設されている環境が活かしきれていない。

40 代以上の利用が全体の約 80.4%

○ 利用者層

年 代	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代以上	回答なし
割 合	0%	6.1%	11.1%	17.0%	17.0%	23.2%	23.2%	2.4%

※ 利用者アンケート（令和 6 年 8 ～ 9 月実施）

- (3) 各施設の稼働率は7～8割となっているものの、施設毎の稼働率に差が生じている。
 ○ 貸館施設の日数稼働率

階層	貸館施設	R元	R2	R3	R4	R5	直近5か年平均*
4階	スポーツルーム	99%	89%	99%	100%	99%	97.2%
	会議室（2室平均）	96%	68%	79%	87%	88%	83.6%
2階	イベントホール	49%	19%	31%	41%	45%	37.0%
	セミナー室（2室平均）	80%	60%	76%	81%	76%	74.6%
	会議室（6室平均）	94%	81%	90%	94%	93%	90.4%
	和室（2室平均）	58%	43%	48%	59%	65%	54.6%
	ビデオシアター	42%	17%	27%	58%	62%	41.2%
1階	調理コーナー	56%	25%	27%	33%	40%	36.2%
	ギャラリースペース	60%	22%	28%	37%	38%	37.0%
地下1階	会議室（3室平均）	92%	57%	70%	84%	89%	78.4%
	音楽室	91%	60%	92%	93%	94%	86.0%
	フィットネスルーム	88%	72%	92%	91%	92%	87.0%
全室平均		84%	61%	73%	79%	81%	75.6%

* 太字部分は全室平均を大きく下回っているもの

3 サウンディング型市場調査の結果

(1) 提案募集期間

令和4年6月10日から9月30日まで

(2) 調査対象エリア

1階及び2階一部

(3) サウンディング項目

調査対象エリアを活用した、ウィングス京都の新たな価値の付加・更なる魅力の向上等につながるアイデア等

(4) 調査結果概要

不動産業、コンサルタント業、サービス業や建設業の民間事業者6社から、事務所、社会福祉施設、飲食や物販等の施設に係る提案が出された。

＜主な提案内容＞

- 飲食スペース（カフェ、レストラン等）
- 物販
- レンタルオフィス
- コワーキングスペース
- 社会福祉施設など

＜提案の概要＞

- 女性の社会進出を応援できるような仕組みづくりに関すること。
- ベンチャー企業やスタートアップ事業を考えている方向けへのアプローチなど企業誘致に関すること。
- 子どもも楽しめる空間づくりなど多世代交流に関すること。
- 公園での子ども向け集客イベントやマルシェの実施など公園との関連に関すること。

4 サウンディング型市場調査後の検討状況

- (1) 民間事業者の提案を踏まえ、賑わい創出のためのスペースや、これまで利用の少なかった世代へのアプローチにつながる親子が集える空間などの具体化について、引き続き事業者と意見を交わしながら検証を継続。
- (2) 施設の稼働状況、施設の老朽化への対応やウィングス京都の効率的かつ効果的な事業運営につながるレイアウトのあり方についても検討を継続。
- (3) 併せて、ウィングス京都の周辺の関係施設や周辺地域との交流機会の創出についても検討を重ねてきた。

5 利用者ニーズの状況

- (1) 実施期間：令和6年8月6日から9月30日まで
- (2) 対象者：アンケート実施期間中にウィングス京都を利用された方
- (3) アンケート項目
 - ・ ウィングス京都で、魅力を感じている点
 - ・ ウィングス京都の魅力向上に向けて、どのような施設機能があつたらいいか
 - ・ 多くの方に利用してもらうためには、どういった取組や機能が必要か
- (4) 主な回答内容

＜魅力を感じている点＞

- ・立地が良く、利便性が良い

＜どのような施設機能があつたらいいか＞

- ・カフェなどの飲食スペース
- ・市民のためのフリースペース

＜多くの方に利用してもらうためには、どういった取組や機能が必要か＞

- ・誰でも気軽に利用できるレストラン・カフェの充実
- ・トイレの充実（洋式化、自動水栓等）
- ・集客につながるようなイベントの実施

6 京都市男女共同参画市民意識調査

本市における男女共同参画に関する市民の意識や日常生活の状況等を把握し、本市が取り組むべき課題と今後の施策の方向性を明らかにすることを目的に実施した調査。

- (1) 実施期間：令和6年10月18日から11月6日まで
- (2) 対象者：18歳以上の京都市民
- (3) アンケート項目及び回答（抜粋）
 - ・あなたはこれまで「ウィングス京都」を利用したことがありますか。
「知っているが利用したことはない」 30. 6%
「知らない」 59. 1%
 - ・あなたが「ウィングス京都」を利用されない理由は何ですか。（複数回答）
「利用目的がない」 69. 5%
「利用する機会がない」 40. 3%

7 今後の方針（案）

- (1) 男女共同参画社会をより一層推進していくためには、ウィングス京都の持つ優れた機能を維持しつつ、中央青少年活動センターを併設していることも活かして、若い世代を含む、多くの方々に施設を知っていただき、多様な方々に施設を活用していただくことが重要であり、前例に捉われない、民間事業者の自由な発想やノウハウ等を積極的に取り入れることとする。
- (2) ウィングス京都のより効率的・効果的な運営を目指して、施設のレイアウトを見直すことで、より多様な方々の交流を生み出し、賑わいを創出するとともに、男女共同参画や女性活躍に資する機能の充実を図っていく。
- (3) 中央青少年活動センターと様々なノウハウを有する民間事業者と連携し、施設の活性化を図ることにより、男女共同参画社会の実現のための取組を更に推進していく。
- (4) ウィングス京都と周辺の関係施設や周辺地域との交流を促進することで、多様な世代が集える場を創出する。

8 今後のスケジュール（案）

令和7年2月 ウィングス京都に係る関係予算案を提案

令和7年度中 民間事業者をプロポーザル方式により公募、選定

（参考） ウィングス京都の概要

所在地	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地
構 造	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上4階地下2階（中央青少年活動センターと併設）
土地面積	2,883m ²
延床面積	10,440m ²
主な設備	図書情報室、相談室、子どもの部屋、貸館（イベントホール、会議室等）

京都市文教はぐくみ委員会で出された主な意見について（令和6年12月25日）

- 施設のレイアウト見直しによって施設の本来機能が縮小することがあってはならないと考える。一方、民間事業者が参入するのであれば、企業としての採算性も求められるが、男女共同参画の推進や青少年の健全育成のための施策の推進につながる事業が望ましいと考える。
- 周辺施設との連携を進めるに当たっては、地域住民の意見もしっかりと取り入れて、協力が得られるよう丁寧な対応を求める。
- 気軽に入りやすくするなど、市民が、この施設があつて良かったと思えるように取組を進めてほしい。
- 利用者層について、10代から30代が非常に少ないので、解決していくべき課題だと思う。
- 各施設の稼働率が低い部分は、よりよいあり方に見直していく必要があると考える。
- 男女共同参画とするならば、女性だけではなく男性の利用も同程度ある状況が望ましいと考える。男性の居場所といった機能も、今回の見直しに合わせて考慮してほしい。
- 青少年活動センターなどもある中、若者の利用が少ないのであれば、民間の施設を入れてもあまり変わらないのではないか。賑わいを創出することで、相談しにくい場所になってしまふ懸念もある。
- ウイングス京都が持つ専門性、公益性、公共性をいかに高めていくか、そのための体制強化をいかに行っていくかという点が重要であると考える。
- 施設の稼働率について、コロナ禍の落ち込みも含めて、5か年平均で見ると稼働率が低いように見誤ってしまうのではないか。
- 男女共同参画審議会で議論する必要がある。
- 関係団体への意見聴取が必要である。

質問・御意見等	京都市回答
<p>○中高生向けの人権学習や、教員の人権研修の場として、学校等への案内や企画は、何かされているのでしょうか？</p>	<p>◇学校の教員の方向けに、男女共同参画に関する講座を実施しております。また、教員同席のもとで、学生向けに「DV予防講座」を実施しております。その他、年2回発行しております啓発冊子「男女共同参画通信」を各学校の教員向けに配布しております。</p>
<p>○大学（フェミニズム研究等の研究者やサークル）への働きかけや、共同企画は、何かされているのでしょうか？</p>	<p>◇大学との連携については、女性活躍の推進として、女子大生向けセミナーなどを実施しております。</p>
<p>○企業の総務人事部門への人権研修（パッケージ企画）案内は、何かされているのでしょうか？</p>	<p>◇企業をはじめ、学校、自治体、その他グループ向けに、（財）京都市男女共同参画推進協会職員が講師となる「みんなで考える男女共同参画講座」※を実施しております。 ※ 講座テーマは以下のとおりで、定期講座のほか出前講座も実施しております。 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画とは ・DVを知る・考える ・ハラスメントを考える ・働くあなたのワーク・ライフ・バランス ・防災と男女共同参画 ・LGBTってなに？ <p>また、企業の経営者や総務・人事担当者等を対象に年数回開催している人権啓発講座の中で、「女性の健康課題」をテーマとした講座を実施しました。</p> </p>
<p>○「男女共同参画」の看板があることによって、ウイングス京都が他の文化施設（北、西、東部、呉竹、右京）に比べ、敷居を高く感じてしまう利用者の心情は充分に理解できます。 その看板を降ろせない以上、ウイングス京都は、やはり「男女共同参画」の源泉であるべきと考えます。 利用者を「待つ」のではなく、積極的な運営や企画によって利用者（利用マインド）を醸成する必要があるのではないかでしょうか。SNSの多用も、時代の要請ではないかと考えます。</p>	<p>◇委員ご指摘のとおり、ウイングス京都につきましては、男女共同参画推進の中核施設として、積極的な運営・企画を心掛けるとともに、SNS等広報媒体も工夫し、多くの方々に利用していただけるよう取り組んでまいります。</p>
<p>自由でしなやかな、ウイングス京都のあたらしいあり方に期待しています。</p>	
<p>○ウイングス京都の認知度アップための底支えとしては、基本に立ち返って、<u>市の広報機能を活用するのが最善（最低限必要）ではないか</u>と思います。たとえば、以下のような内容で簡単なポップ広告を載せるとか。</p> <p>①ウイングス京都って「なに？」 ⇒概要の紹介（設立の趣旨等）</p> <p>②ウイングス京都で「なにができる？」 ⇒現状の利用内容等の具体例を列举</p> <p>③ウイングス京都を「これからどうしたい？」 ⇒サウンディング型市場調査の結果や利用者ニーズのアンケート結果、また、今回の審議会委員の意見等の集約から、これからウイングス京都のあり方を展望する 既にこうした取り組みは何度も実施されているのかもしれません、<u>やはり地道な広報活動が必要</u>なのではないかと考えた次第です。</p>	<p>◇ウイングス京都の認知度アップ、また講座等参加者増に向け、市の公式SNS等も活用し、広報活動を進めてまいります。</p>

質問・御意見等	京都市回答
<p>○資料のp.2に、各施設の稼働日数の直近5ヵ年平均が囲みで示してあるが、コロナ禍で利用が減った年が含まれており、一般的な稼働率の示し方として適切ではないと思う。<u>コロナ禍の影響のあった年は省いた平均を示す方が適切ではないか。</u></p>	<p>◇直近5ヵ年平均の数値を囲みでお示しはしておりましたが、資料の趣旨としましては「稼働率の差」について説明させていただこうというものです。コロナ前、コロナ後、直近5ヵ年平均をそれぞれお示ししたうえで、コロナ前からも含めて貸館施設によって稼働率の差が生じているという状況を説明しております。</p>
<p>○今回見直し対象になっているエリア・施設が具体的にどこなのか示してほしい。</p>	<p>◇現時点では、令和4年度サウンディング型市場調査の対象とした1階及び2階の一部の範囲で検討しております。</p>
<p>○これまでの審議会でもさまざま意見が出されて検討するとお答えされていたと思うが、<u>どのような検討を経て、民間事業者をプロポーザルで公募する</u>という今回の提案に至ったのか、経緯を説明してほしい。</p>	<p>◇令和4年度に実施したサウンディング型市場調査における提案、また今年度実施したウィングス京都利用者アンケートや市民意識調査の結果、さらに施設の利用状況等、多様な視点に基づき検討してまいりました。 男女共同参画社会をより一層推進していくためには、ウィングス京都の持つ優れた機能を維持しつつ、若い世代を含む多くの方々に施設を知っていただき、多様な方々に施設を活用していただくことが重要であると考えております。 施設の活性化には、民間事業者が有する自由な発想や様々なノウハウを積極的に取り入れることが効果的であると考え、民間事業者をプロポーザルで公募することとしたものです。</p>
<p>○今年度より本審議会委員に就任したので、前年度までの詳細な経緯が正確に分からぬ部分もあるが、令和4年に実施したサウンディング型市場調査について、本審議会に諮ることなくスタートしたようであり、それには批判もあったように伺っている。 令和6年度第2回審議会（12月24日開催）においても、翌12月25日発表のウィングス京都に関する方針について、議題として事前に予定されておらず、第2回審議会終盤になって出席した審議会委員が質問をしてようやく同審議会終了後の12月26日に、「専門的見地からご意見を賜りたい」との連絡と共にウィングス京都に関わる追加資料が審議会委員に配布された。 ウィングス京都が第5次男女共同参画推進計画において、計画を推進する中核施設と位置付けている以上、12月25日発表の方針に関して、事前に第2回審議会の議題に挙げて議論すべき内容であったように思うが（事前に進捗報告さえなかったのである）、<u>今回第2回審議会において予め議題にしなかったり事前に報告をしなかったりした理由はどこにあるのか。</u></p>	<p>◇ウィングス京都の今後の方針（案）につきましては、前回の審議会「4 その他」の議題で説明を予定しておりましたが、事前に内容をお知らせできておらず、当日審議会委員の御質問により回答する形となったものであります。 第2回の審議会における御指摘については、本日の審議会で対応してまいります。</p>

質問・御意見等	京都市回答
<p>○ 22年10月20日付京都弁護士会作成要望書の要望の趣旨も引き続き十分ふまえていただき、ウイングス京都のこれまで担ってきた役割や期待される役割を後退させることなく、今後も市民対象の各種の相談活動が廃止縮小することが絶対にないようお願いしたい。</p> <p>第二回審議会の場でも述べたとおり、配偶者等からの暴力については、選択的共同親権が導入されることで、今後益々浮き彫りになる社会課題であると認識している。共同親権を選択するのか、単独親権にするのか、子どもの意向はどうなのか、様々な方がそれぞれの立場で意見を述べておられる中、それではDVとは何なのかということがオープンになる機会が増えてくるのではないか。<u>ウイングス京都のこれまで担ってきた役割が、今後ますます求められ、二層強化を図らなければならないと考える。</u></p>	<p>◇ご指摘のとおり、ウイングス京都のこれまで担ってきた役割や期待される役割が後退することのないよう、「DV相談支援センター」や昨年7月に開所した「京都市女性のための相談支援センター（みんと）」含め連携・維持・向上に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>○民間事業者をプロポーザル方式により公募・選定する際には、サウンディング型市場調査の結果概要にあるように「女性の社会進出を応援できるような仕組みづくりに関すること」をはじめ、フェムテック企業を誘致したり、ユースクリニックを開設したりする等、令和6年12月文化市民局作成文教はぐくみ委員会資料内記載の方針（案）<u>「民間事業者と連携し、施設の活性化を図ることにより、男女共同参画社会の実現のための取り組みを更に推進していくこと」を主軸にすすめていただきたい。</u></p>	<p>◇今後の方針（案）に基づき検討を進めてまいります。</p>